

重
要
文化財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

重
要
文化
財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

序

本書は静岡県袋井市村松所在の重要文化財油山寺三重塔、および本堂内厨子の修理報告書であります。文化財保護法にもとづき国庫、県費、市費補助金と所有者負担金の総経費金二一、七八〇、〇〇〇円で、昭和四十二年七月より昭和四十四年一月の十九ヶ月にわたって解体修理を行い、その間綿密な調査と発見資料にもとづき、文化庁の許可を受けて現状変更して創建当初の状態に復した。施工に当つては重要文化財油山寺三重塔および本堂内厨子修理委員会を組織し、所有者の委託を受けて施工、会計事務等の実務を担当した。

本書には工事の概要、調査事項、写真、図面を集録して将来の参考に資することとした。

本書の執筆は工事主任伊藤一雄氏が当り、写真、図面は主任補佐英勝己氏が担当、工事監督広瀬沸氏がこれを監修した。

昭和四十四年一月

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

委員長 大 場 和 三 次

重
要
文
化
財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

目 次

第一章 概 説	1
第二章 規 模 構 造	
第一節 官 報 告 示	4
第二節 規 模	4
第三節 構 造 形 式	5
第三章 修 理 工 事	5
第一節 工事組織及び執行方法	5
第二節 実 施 工 程	6
第三節 工 事 仕 様	7
第四節 現 状 変 更	10
第五節 工 事 費 精 算	11

第四章 調査事項 12

- 第一節 創立沿革 12
第二節 破損調査 13
第三節 後世における形式変更 17
第四節 墨書き及び番付 21

第五章 廚子 23

- 第一節 沿革 23
第二節 工事仕様 23
第三節 現状変更 24

写真目次

七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同						
立	礎石	初重斗栱	初重軸部	初重頭貫	初重台輪及天井格縁	心柱受梁	一重土居桁及腰組束枕	一重柱	一重斗栱	一重隅木尻	一重尾樋	一重隅木尻	一重軒廻	一重野樋	一重通肘木	二重斗栱	二重尾樋	二重樋掛	二重軒廻	二重地樋	二重四天束	四七							
二重斗栱	初重小屋組	初重軒廻	初重隅木尻	初重頭貫	初重斗栱	初重軸部	初重台輪及天井格縁	一重斗栱	一重尾樋	一重隅木尻	一重尾樋	一重軒廻	一重野樋	一重通肘木	二重軸部(其の1)	二重軸部(其の2)	二重樋掛	二重斗栱	二重軒廻	二重地樋	二重四天束	四六							
九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七八	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同						
資料	組立相輪	各重秤肘木	各重大斗	各重卷斗	三重隅木持送	二重隅木持送	二重南面簾束	二重東面簾束	三重簾束	二重面簾束	二重北面簾束	二重西面簾束	二重面簾束	三重簾束	三重簾束	三重簾束	三重簾束	三重簾束	三重簾束	三重簾束	三重軒廻	二重軒廻							
露盤	風鐸	請花、伏鉢	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七八	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二			
二重の鼻母屋に転用されていた旧茅負	旧裏甲、巻斗、飛擔樋	二重斗栱	露盤	風鐸	請花、伏鉢	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七八	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二

本堂內厨子

一 二 七	一 二 六	一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 二	一 二 一	一 〇 九	一 〇 八	一 〇 七	一 〇 六	一 〇 五	一 〇 四	一 〇 三	一 〇 二	一 〇 一	一 〇 〇	九 九	九 八	九 七	九 六	九 五		
同	同	同	同	同	同	組	立	同	同	同	同	解	体	同	同	同	同	修 理 前	同	同	同	竣 工	
臺 股	小 屋 組	軒 裏 廻	軒 天 井	肘 木	拳 鼻	斗 桿	斗 桿	斗 桿	斗 桿	斗 桿	斗 桿	隅 尾 樺	斗 桿	隅 尾 樺	斗 桿	軒 廻	軒 廻	正 面	正 側 面	軒 詳 細	正 面 軒 廻 詳 細	正 面	
	小 屋 組 及 屋 根					軒 天 井 、肘 木 、拳 鼻 の取 合 せ	斗 桿 、拳 鼻 の納 り	斗 桿 、尾 樺 の納 り	斗 桿 、拳 鼻 の納 り	斗 桿 、尾 樺 の納 り	斗 桿 、尾 樺 の納 り	隅 尾 樺 、菊 斗	斗 桿 詳 細	隅 尾 樺 詳 細	斗 桿 詳 細	軒 廻 詳 細	軒 廻 詳 細	斗 桿 詳 細	斗 桿 詳 細	同	同	同	同

四面目次

重要文化財油山寺三重塔及び本堂内厨子修理工事報告書

第一章 概説

油山寺（新義真言宗智山派）は静岡県袋井市村松にあり、往時より曹洞宗萬松山可睡斎と、高野山真言宗法多山尊永寺とともに遠州三山と称されている古刹である。寺は袋井市の東北、東海道本線の袋井駅より約六糠の山麓にあり、石段を登って大門（江戸時代作の旧掛川城御玄関下御門を移構、重文）を入ると、正面に庫裡があり本堂はこれより庫裡の西側にある渓流添いのやや登り坂になつて、参道を行き曲り折れた二一七段の石段を登ると広場があり、これより本堂に達する参道は石畳みになつていて、この参道の東側に三重塔は西向きに建つており、本堂はさらに三三段の石段を上つた頂上に南向きに建つていて、左に弘法堂、背面左後方に鎮守堂とがあつて、周囲は大樹におおわれての閑静な境内である。本堂内には重要文化財の厨子があり、薬師如来が安置されている。旧古この山より油が湧出し境内に油滻があり（現在も滻は存在する）、この靈水を加持靈薬に用いたところより医王山油山寺と称されるようになつたと言う。

油山寺は僧行基が創立、天平勝宝元年第四十六代孝謙天皇の勅願寺といわれ、その後頽破し建久年代源頼朝が再建、元龜三年武田信玄の兵火により悉く焼失し再び衰頽にいたつて、その後天正年間再び再建するまでの記録は残存せず、その間は全く不明である。

天正二年に至り法印快雄が再建して中興第一世となつた。建久年中に源頼朝によつて三重塔が建立されたがこれは前記火災によつて焼失し（礎石が焼けていて

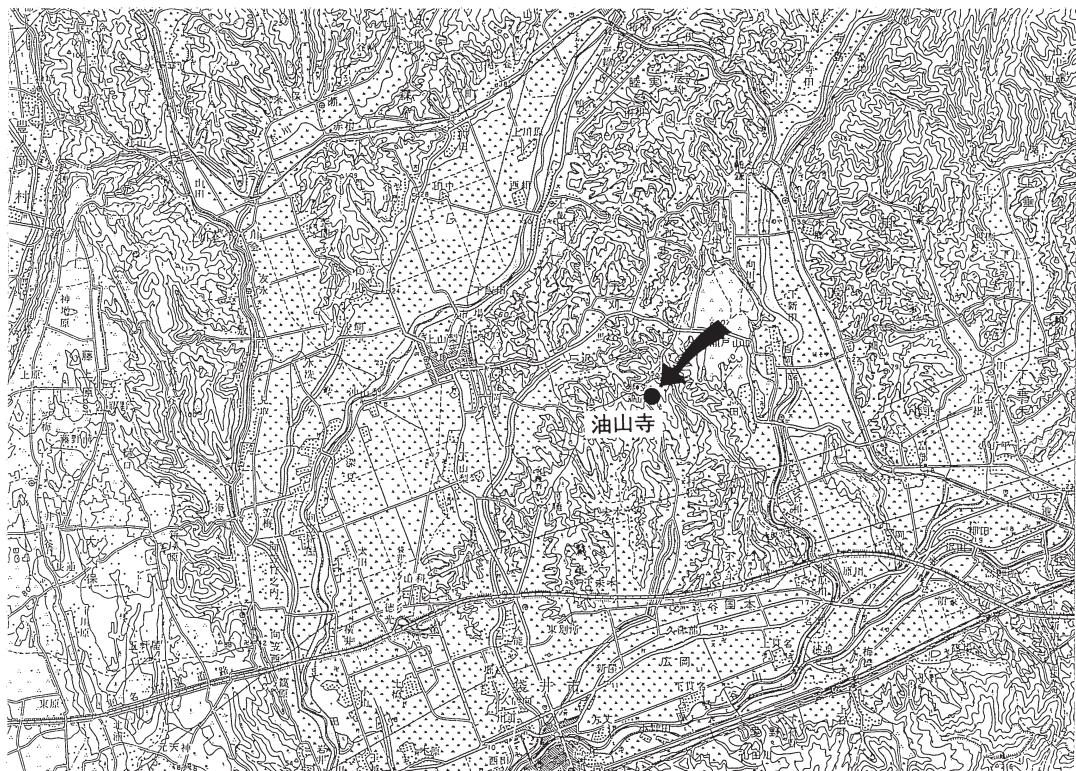
明らかである）、慶長十六年再度建立された塔が現存の塔であり、塔建立に至るまでの寺史は伝説以外に全く不明である。

而僧行基作と伝えられる本尊薬師如来の厨子（室町時代、重文）があるところより見ても、創立の古い寺院であることが窺われる。

三重塔は慶長十六年再建以来寛文十二年、嘉永六年、大正九年、昭和十七年等四回の大小修理を経て今日に至つて、就中大正九年の修理は各重の軒廻り、高欄等に及ぶ大規模でこれによつて旧觀を維持して來たが、その後四十九年間の風霜に軸部が弛緩し損傷も漸次その度を増し、今回の修理直前は九輪が中途にて折損し、建物全体が東南に向つて一九・七軒余も傾く状態になつていて、ここに昭和四十二年七月一日創建以来最初の解体修理工事に着手することになった。

本塔婆は方三間、柿形葺銅板葺で、昭和二十九年国の重要文化財に指定された塔としては滋賀県の長命寺三重塔、京都の宝積寺三重塔とともに桃山時代を代表する三大名塔であり、初重、二重、三重ともに手法が変り、三重が唐様、扇様になつていて手法の変化も面白い、建物の解体、資料、技法調査および組立施工は特に周到、入念を期し工期を十九ヶ月として二年度に跨がる継続工事とした。

本堂内厨子の造立年代は不明であるが、形式手法より見て室町末期になるもので、修理年代等を知る墨書の発見はできなかつたが、寺蔵古文書により天正十六



年屏の金具を造立した記録があり、また中興十七世舜盛代の安永より享和年間に修理した記録もあって、建物も解体された痕跡もあるところより、このとき大修理が施されたものと思われる。

厨子は一間妻入、前面の間を開放とした和様三手先、尾檼付の組物を用い、中備の下は藁股、上は箕束、小組天井、支輪付きで尾檼の根元に繩形を設けた珍らしい手法で、二重本繁、本瓦形板葺屋根、全面漆塗、金箔押で小規模ながら立派な意匠になっている。

修理については三重塔と同時に着手し施工のすべてはこれに準じた。

工事の執行は袋井市教育委員会事務局内に修理委員会を設け、油山寺境内に現場事務所を置き、工事監督一、工事主任一、主任補佐一、事務員一の要員で文化財保護法、文化庁委員会規則、油山寺修理委員会規則、その他関係法規を参照して工事を運営した。

以下工事の推進、調査事項、資料等について概略を記述する。

修理工事は最初工期十八ヶ月、修理費二一、三三〇、〇〇〇円を予定して着手したが、工事中調査の進捗とともに現状変更の必要を生じ、これに伴ない工期を一ヶ月延期、修理費の配分の変更、雑収入金の増等により修理費二一、七八〇、〇〇〇円、工期十九ヶ月と改めた。

工事は三重塔と厨子工事に区別し施工した。

(1) 三重塔工事工程は昭和四十二年度において仮設工事、解体工事を完了、古材繕い八〇%を実施。昭和四十三年度に基礎工事、軸部、斗拱組立、軒廻り、小屋組、屋根、縁廻り、塗装その他の工事を終了し、昭和四十四年一月三十一日竣工した。

(2) 本堂内厨子工事は昭和四十三年三月中旬現位置より本堂内陣床上に持出し、四月一日より本工事に着手、八月三十日組立終了、昭和四十三年九月より塗装工事に着手、四十四年一月三十日竣工した。

修理費の内八五%は国庫の補助を受け、残り一五%を地元負担とした。工事施工に当つてはすべて直営としたが、仮設物、塗装、屋根銅板葺工事は請負とした。本工事着手に先だち素屋根、工作小屋、修理事務所等工事に必要な仮設物を設け、建物解体前に正面、側面、内外各部の詳細写真の撮影をし、同時に平面、断面、正面の正確な実測図面を作製。また建物の各部材に番付名札を打つて建物解体後の整理に備えた。そのほか建物周囲に水盛遺形を設備し基準柱を立てて、各層の要所をおさえた基準線を記入し解体工事の万全を期した。

塔の解体は相輪を取り三重より順次各重の高欄及び縁、次で三重軒廻りより軸部、二重軒廻り軸部、初重に至り全部解体し礎石も一旦全部を掘り起し、完全な基礎地業をコンクリートにしてしたる上に礎石を据付けた。

解体材は再用と取替え材とに区別して整理し、解体を終るまでに各種調査をほぼ完了し矩計図、原寸図、詳細図は組立に着手までに作製し、工事期間内に修理前および修理後の保存図を所定の大きさのケント紙に墨入れ仕上げし、必要な摺拓本を調製した。写真は建物解体中、組立中に各要部を撮影し竣工は修理前と同位置より全姿、内外詳細の各部を撮影した建物の沿革を語る資料や工事中発見材等も洩れなく記録した。

三重塔解体に際し創立年代を証明する棟札、部材墨書あるいは埋納物等の発見、仏舎利の納置の有無に留意した。特に本塔の心柱は初重天井裏より立つ形式であるゆえ、若し安置の仏舎利、法舎利があるとすれば相輪頂の宝珠内と推定されるのであるが、すでに相輪が四輪目から折れ落ち破損していくたしかめること出来なかつたが、この塔には水煙がなくこの位置に龍車のある変つた塔であるところより、龍車内に舎利があったと推定される。

尚、後世修理等の棟札、通肘木、斗拱等に銘記した墨書類は相当数を発見し

た。礎石はよくつき固めた地盤に亀腹を設けその上に据えてあつたが、各礎石とも表面が剝落しており焼けた形跡が見とめられた。

建物組立に際して補足木材は木曾檜材を当て、小屋、野地には地元檜、杉材を採用し、手法、仕口、継手等は旧様を踏襲した。古材は構造上支障のない限り根継、矧木、埋木にて繕い再用につとめ、新補材にはすべて新補年号を烙印した。

三重塔使用木材の内化粧材全要量六二、四四七立方の内約五〇%、野物木材全要量二〇、二九立方の内六〇%を取替え、木部材の要所の打釘のうち化粧部には和釘を作製し、見え隠れには洋釘を使用した。屋根は銅板にて全面葺替えたほか二重、三重の廻縁上端にも雨水透浸を防止するため銅板張りを施した。

再用材はすべてP.C.P.溶液にて防腐処置をして使用したほか、基礎柱石周辺にもP.C.P.を埋め防蟻法を講じた。

工事進行に伴い昭和四十三年九月左記現状変更許可申請書を提出し、その許可を得て実施した。

一、相輪上半の欠失部を復旧する。

二、腰組の高さを二重は約五センチメートル上げ、また三重は約一八センチメートル下げて旧位置に復し、縁の形式を整えるとともに、これに伴つて初重および二重の屋根勾配を整備する。

三、四天柱筋四方棟唐戸構えの仏壇を撤去し、来迎壁および須弥壇を復旧する。

また、厨子の現状変更は左記のとおりである。

一、欠損の屋根頂部を復旧する。

次に本塔婆の要点を記すと、心柱は初重天井上の大梁から立ち八角作り、解体前は一木作りであったが欠失していたため、今回三重柱の位置にて継いで二本継柱とした。

平面寸法は各種の腰貫、頭貫、台輪、通肘木、柱盤で測定したが一重、二重、三重とも支割寸法が異なつており、一支か一重、一一・一輝、二重一一・八輝で

三重は扇樋になっていた。各重支割の遞減は二支減の基準にして、また斗拱寸法と軒支割との関係は六支掛けの制をとっている。軒の規矩については初重の茅負が小屋内母屋に転用されていて、これを隅木に仕合すと木負とやや平行軒のせいを取り、反り上りは口脇で一重より二重が六耗多く、三重は二重よりなお六耗反つていた。

塔婆の形狀を寸法で見ると初重総柱間三・六三三米、二重総柱間三・〇七二米、三重総柱間二・五四五米で、初重一〇に対して三重は約七の比、塔身に対する

第二章 規 模 構 造

第一節 官 報 告 示

油山寺三重塔は昭和二十九年九月十七日文化財保護委員会告示第一二九八号で、重要文化財に指定された。

名 称	構 造 形 式	所 在 地	所 有 者
油山寺三重塔	桁行三間、梁間三間 三重塔婆、銅板葺。	静岡県袋井市村松一番地	油 山 寺

第二節 規 模

初重 三、六三六米
二重 三、〇七二米

柱 間 柱心々

る相輪の比は塔婆全高さ一八・二七四米で、相輪長さ五・六米は約三、四分の一である。

厨子工事は大斗まで解体、塔の工事に準じ施工し現状変更の許可を得て欠損部の鬼、懸魚、化粧棟木を復した。

工事の終了をまつて工事経過を銅板に陰刻した重修理銘記を、初重内部の見易い場所に掲げた。

軒 坪	建 坪	屋 根 高	軒 高	軒 出	側柱心より茅負外下角まで	三重	二、五四五米
		相輪總長			初重柱石口より茅負外下角まで	初重	二、一六〇米
		露盤下端より宝珠頂上まで				二重	二、一四二米
		初重柱石口より相輪露盤下端まで				三重	二、一〇六米
		柱心々				初重	四、〇六〇米
						二重	七、六三二米
						三重	一〇、三〇八米
						一重	一八、二八四米
						二重	五、六〇〇米
						三重	一三、二七〇平米
						初重	六三、一〇〇平米
						二重	五三、九〇〇平米
						三重	四九・四〇〇平米

第三節 構造形式

方三間三重塔婆、銅板葺、西面建。

基礎。礎石自然石、縁束石自然石、雨落葛石布石、縁下亀腹白亜塗、床下三和土叩き。

初重。縁廻り。四方功目縁、縁束方柱大面取、正面梯子階段三級。

軸部。総円柱。足固貫、胴貫、頭貫、切目長押、腰長押、内法長押、台輪付。

各面共中央間方立付棧唐戸両開き。両脇間縦板壁。

斗拱。和様三手先組、尾樺、軒天井、支輪付。各面共中央間に中備間斗束、斗

軒廻り。二重繁樺、茅負見付眉決り、布裏甲、隅木下端風鐸付。

黄土塗、裏甲、裏板、斗拱間琵琶板、壁板は胡粉塗。棧唐戸盲連子縁青塗。

隅木下持送り極彩色。初重内部古色塗。

内部。外陣廻り樋上蟻板壁、格縁天井、床拭板張り。寄取付。四天柱間内法貫、飛貫、蟻板壁、天井輪樺。来迎柱間来迎板壁、地覆、樋付。その前方に和様仏壇設置。

二、三重。軸部。総円柱、腰貫、頭貫、内法長押、台輪付。各面各間共縦板壁。

斗拱。初重に同じ。

軸廻り。二重は初重に同じ。三重扇樺。

縁廻り。各重共四方布目縁、縁幕上縁框包、跳高欄付。

相輪。露盤、伏鉢、請花、九輪、龍車、宝珠、擦筒すべて鋳鉄製。

彩色。外廻軸部、斗拱、軒廻り丹塗。樺木口、隅木々口、尾樺木口、縁木口、

第三章 修理工事

第一節 工事組織及び執行方法

本工事は袋井市長を委員長とする油山寺三重塔本堂内厨子修理委員会を組織し、同委員会規定を定め、所有者より工事執行の権限を委託されて工事を運営した。

修理委員会委員及び工事関係者は次の通りである。

修理委員会関係者

委員長	袋井市長	大場和三次
副委員長	袋井市教育長	浅井 嘉作
委員	袋井市議會議長	中条 繁三
同	議會總務文教委員長	高木 忠平
同	教育委員長	橋本 健一

委員	袋井市文化財専門審議会委員長	比那 力
同	中遠観光協会々長	
同	東第一自治連合会長	
同	東第二自治連合会長	
同	静岡県議会議長	
同	浜松市寺島町自治会長	
同	磐田市遺族会々長	
同	掛川市議会議長	
同	油山寺檀徒総代	
同	油山寺住職	
同	袋井市議会議員	
幹事（兼会計）	袋井市出納長	
同	社会教育課文化係長	
同	社会教育課主事	
工事関係者		
工事監督	広瀬 沸	
工事主任	伊藤 一雄	
工事主任補佐	山内 むつ	
記	英 勝巳	
書	洞口 徹三	
大	矢野 久栄	
工	副棟梁	
同	棟梁	
同	技師補	
同	文化財建築技師	
同	工事主任	
同	工事監督	
同	工事関係者	
同	工事主任補佐	
同	工事監督	
同	幹事（兼会計）	
同	袋井市議会議員	
同	油山寺住職	
同	油山寺檀徒総代	
同	磐田市遺族会々長	
同	掛川市議会議長	
同	浜松市寺島町自治会長	
同	静岡県議会議長	
同	東第二自治連合会長	
同	東第一自治連合会長	
同	中遠観光協会々長	
同	袋井市文化財専門審議会委員長	

第二節 實施工程

工事終了	昭和四四年一月三〇日
昭和四三年六月一日	昭和四二年七月一日
昭和四二年七月四日	起工式
立柱式	工事着工

堀 洞口 佐藤 洞口
八郎 国雄
永井喜三郎 洞口
平松 忠義
松次郎
諸井 義夫
山崎 孝義
田中 繁義
市川 盛市
加藤 龍治
大谷 寅里
岸野 清資
市川 盛吉
吉田辰五郎

修理工程表

第三節 工事仕様

ノ、仮設工事

素屋根、方九、九四米、縦高一八・七米、杉丸太掘立造、屋根寄棟造り檜付、
亞鉛引波型鉄板葺、建地間隔一・四米、布飛付二米、上方布一・一五米間隔、
要所控柱筋違燧梁方杖入り、組手一〇番鉄線搦み、各重軒足代三段、歩み板巾二
米、登棧橋巾一・一米三厘留、手摺付、周囲ビニール網張り、建面積九八・八平
米。

工作小屋、桁行一一・七五米、梁間七・三米、軒高一・五米、棟高五米、屋根切妻素屋根より葺下し、亜鉛引波型鉄板葺、要所方材筋違入り、組手一〇番鉄線
搦み、周囲曲手に亜鉛引波型鉄板張り、建面積九三平米。

保存小屋、在来の休憩小屋を使用する。

事務所、桁行八・一米、梁間四・五米、軒高二・六米、棟高三・七米、屋根切妻造り亜鉛引波型鉄板葺、周囲下見板張り、宿直室、暗室、流台付、内部床板張り、天井及び壁ベニヤ板張り、出入口及び窓はガラス戸建込、戸締金具付、製図台押入付、内部各所に電燈設備。建面積三八・四五平米。

便所。在来よりある便所を使用する。

職工休憩所、桁行五・四米、梁間二・七米、軒高一・三米、棟高三米杉丸太掘立造り、屋根切妻造り亜鉛引波型鉄板葺、周囲壁亜鉛引波型鉄板張り、出入口片開戸、内部腰掛造付、道具置場を設置。建面積一四・五八平米。

線金網張り、組手大釘打、出入口三ヶ所両開吊り、門施錠。

以上の仮設物は給水設備を残しては竣工後すべて撤去した。

四、解体工事

解体、調査に先立ち完全な水盛り遺形を初重においては、側柱より外方三米のところ四面に丸太を打込みこれに水貫を打ちつけて、基準平面および高低の基準とした。水貫高さは桁行足固貫上端より三〇センチメートル下とした。

二重、三重は各重とも台輪上方高に水貫を廻し水平基準の標示として設けた。解体にあたってはまず各部に亘って実測および破損調査を行ない、修理前実測図の調製と修理前写真を撮影し、各部材毎に番号札を打つた後、養生を施した相輪より取り下し、各重屋根銅板を取除き、縁廻り、軒廻り、軸部を順序よく丁寧に解体した。解体中は実測、旧仕様、構造手法、後世の改変、取替材などの諸調査と写真撮影を併せ行なって記録にとどめた。解体した部材は更に綿密な諸調査の上再用、取替、保存等に分類整理して所定の位置に格納した。

なお、取替材の内資料上重要なものは小屋内に保存した。

ハ、基礎工事

基礎のトレンチ調査の結果、亀腹部分まで地山を切取り造成されるとき既に形成されていたもので、敷地面全体に盛土した箇所はなく、したがって地盤は堅固で礎石の沈下は見られなかつたが、附近にある大樹の根が多分に張り込んでいた。礎石は全部一亘掘起し巾八〇センチメートル、深さ七五センチメートルに布掘をし、栗石厚さ一五センチメートルに敷並べ目潰砂利を入れ充分搗き固めたる上に、巾五〇センチメートルに仮枠を入れ厚さ四〇センチメートルに一、三、六調合コンクリートを打込み、礎石は水洗いのうえ所定の高さに据付け、根巻コンクリートを施した。

縁束石は大正修理時に切石に取替えられていたので、全部掘起し方四五センチメートルに壺掘りし、栗石厚さ一五センチメートルに小端立てに敷並べ目潰砂利

を入れて大蛸にて充分搗締め、方三〇センチメートルに仮枠を入れ、厚二五センチメートルに前記調合のコンクリートを打込み、水洗いした自然石を所定の高さに据付け、根巻コンクリートを施した。

雨落葛石は流砂と樹木の根により乱れ、欠失したものもあつたので、良質のものだけ北面に再用したほかは、花崗岩切石にて新補した。地業は巾および深さ四〇センチメートルに布掘りし、厚さ一五センチメートルに栗石を入れ前記調合のコンクリートを厚さ一五センチメートル打込みたる上に、雨落葛石を一、二輪より取り下し、各重屋根銅板を取除き、縁廻り、軒廻り、軸部を順序よく丁寧に解体した。解体中は実測、旧仕様、構造手法、後世の改変、取替材などの諸調査と写真撮影を併せ行なって記録にとどめた。解体した部材は更に綿密な諸調査の上再用、取替、保存等に分類整理して所定の位置に格納した。

なお、取替材の内資料上重要なものは小屋内に保存した。

二、木工事

縁下は在来の土砂を鋤取り栗石を小端立てに敷並べ目潰砂利を入れ充分搗締めたる上に、厚さ一〇センチメートルのコンクリートを打ち一、二調合のセメントモルタル厚さ一・五センチメートルに塗り鍛仕上げとした。

床下叩きは在来の叩きを鋤取つて充分搗固めたうえ、粘土六、石灰四、苦汁適量を混合した原土を敷均し、厚六センチメートルに叩き上げた。

三、木工事

建物組み立にあたりその構造、形式、寸法、技法等は厳密に旧様を踏襲、特に曲線を有するものは原寸型板を作つて正確を期し施工した。旧材は保存上支障のない限り再用し、部材一部の破損腐朽は矧木、埋木等を施して極力旧材の再用に努めた（矧木縫いの接着剤には合成接着剤ボンドを使用した）。腐損甚しく新規補充を要する材は在来の材質に倣うようにしたが、松材は化粧部では檜材に、野物材では檜または杉材に取替えた。組立の順序は初重の軸部、斗拱、地軒をまず

組み、飛担を残して一応三重まで初重と同様に組み上げ、次に飛担を初重より同様に三重まで組み、次に野地、屋根、縁の順に組み、最後に建具、造作を整えたが、組立中は各重の各柱間に筋違を仮入れして軸部の震動を防ぎ、また各重を組み終るごとに塔身の振れを調べねじれを調整した。部材の打ち付けには軒、小屋を除く箇所は全部和釘を再生して使用し、新補材にはそれぞれ見え隠れの箇所に修理年号を烙印した。実施仕様の主な点を左記する。

各重の柱の取替えおよび根継ぎは、初重で取替え一本、根継八本、二重は取替え五本、三重は五本である。初重一本の取替えは東北隅柱で、根継ぎは側柱八本で長さ二〇センチメートルから最長一・五メートル、その継手は短尺のものは十字目違継、長尺のものは金輪継ぎとした。新補柱、根継柱は従来通り石口に合せ立てた。二重の取替柱は東面四本と西南隅柱で、三重の取替柱は東面四本と南面側柱一本で新補柱は旧来と同様に上下に枘立て、腰、頭貫孔を彫って柱盤上に立てた。初重大梁上に立ち相輪頂端に達する心柱は一本作りにされていたが、四輪上にて折損欠失していたので三重軒桁高さのところにて継手を金輪継ぎとし、補強のため鉄製バンド（巾七・五粁、厚さ一粁）を用いて二箇所をボルト締めとした。

軒廻りにおいては各重の飛担樋とも修理時全部取替えられ型状が簡略にされていたので、再用出来るものは旧形に作り直し再用しその他のものは新補した。地樋は三重扇樋を全部新補したが、初重、二重のものは一部分新補したほかはほとんど繕つて再用した。

小屋組の内桔木は各重とも十二本の内四本を取替えたほか、化粧隅木上に補強のため一本を挿入した。桔木は先端を茅負に杓子枘仕込みのうえ茅負に大鉄打ちに曳き、桔木尻は側柱腰貫内まで伸ばし腰貫の内方で堅固にとめ手違鉄打ちとした。鼻母屋桁は桔木上に下端欠きに大鉄打ち、継手は腰掛釘とした。

第二母屋桁は桔木上に束立て、第三母屋は桔木枕上より束立てに各々平枘差し

に組立てた。野隅木は上端小返りを付け、口脇に野樋欠きをして母屋桁上に掛け、尻手は側柱に蟻柄仕込み、野樋を四十二粁間に屋垂付に母屋桁に大鉄打ちとし野地板張りとした。布裏甲は茅負面よりの出を十二粁に大鉄を千鳥に茅負上端に打付けた。三重小屋は桔木を各面四本宛旧位置に配り、鼻は他の重と同様に茅負へ杓子枘、尻手は心柱の位置まで伸ばし内側左義長柱の貫下で固定した。左義長束は地隅木上に枠組みした土台上に枘立て、貫を上下二段に通し上方に台輪をのせ、その上に相輪の枠を組む。桔木上に母屋束を上下平枘付に立て母屋桁を納めて堅牢に組み、野隅木、野樋の尻は左義長束頭の台輪に掛けた。

縁廻りは現状変更によつて、殊んど新材となつたが、二重、三重の跳高欄はそのまま再用した。新規材はすべて組み方は旧手法通りに施工した。

ホ、屋、根、工、事

解体時の屋根は大正九年修理時銅板葺にされたもので、それまでは柿板葺きであったことが記録写真により判明したが、火災防止のため現状維持とした。

軒付下地は厚さ三・五粁の杉材にて裏甲より十二粁の出に檜皮積形に隅反増しに箱形に仕拵え、野樋木口と裏甲上端とに釘打ちに取付け野地板木口を軒積板面より出を一・五粁とした。

軒付銅板包みは見付はぜ掛五段、横手は定尺盤六つ切り長さに、厚さ〇・三三粁両面磨きの銅板をもつて、曲線部はすべて型紙により截断、はぜ掛は四方とも一・五粁、上部釣子三ヶ所に包装した。平葺は野地面のむらを取除いた後三〇匁フェルトを葺足に倣い継目重ね六粁に敷詰めトンボ押へをした上に、朱墨にて割付墨を打ち前記銅板を四方はぜ掛け一・五粁、葺板一枚につき上部釣子三ヶ所とし、背峯は葺地割付寸法より紙型をとりすべて蛤形に仕拵え、平葺足に取合せ見通しよく葺上げた。

また二重、三重の廻縁の上端も前記フェルトを敷きたる上に、銅板厚さ〇・三

種定尺盤の四方はぜ掛け一・五纏に葺き、側柱および腰貫当りは立上り三纏として雨水浸透の防止を施した。

へ、雜工事

建具、在来の棧唐戸は大正十三年新補されたもので、一枚柄にて組んであつたので二枚柄に改めたが、その他はすべて在来のものに倣い施工した。

内部塗装、古色にはアンバーを用い周囲古材の色調に応じ補足、取替えの新材料を調和よく塗り立てた。

外部塗装、丹、胡粉、黄土、綠青を配色塗付した。丹塗は各重の縁廻り、軸部、斗拱、軒廻り等塗装面の大部分を占め、胡粉塗は化粧裏板、裏甲、壁板等。

黄土塗は樋、縁板等の木口、綠青は棧唐戸連子にそれぞれ配色し、以下の仕様に新装した。まず部材に残る旧塗料を前鉋、研磨紙等で搔き落し、木部の疵割れ目は接着剤をもって埋木し、埋木箇所には鉛丹、胡粉等を調合した「強化合成ナイロン」の溶液を作り引込地付をして下塗、上塗をする。下塗は光明五〇丹に小量の七宝焼弁柄をオイル油に溶解練合せ、刷毛を用いて塗り、上塗は光明三〇丹に前記弁柄を「カセイン」溶液で練り合せたものを刷毛でむらなく塗り上げた。胡粉塗、黄土塗、綠青塗も丹塗同様の仕様で仕上げた。

相輪相輪はすべて鉄製であった。昭和十七年の台風時に宝輪四箇上より欠失していた。このときの破片は完全ではなかつたが本堂仏壇下に保存されていたので、これを元に宝輪五箇、擦筒十二箇、龍車を新鋲し、露盤、伏鉢、請花の各部にも大小の破損をきたしていたので、これらを熔接にて補修した。補修用の地金は在来のものに倣い作製し、残存のものともすべて焼漆仕上げとした。風鐸、各重の風鐸は釣金具が残っていたほかすべて紛失していたので、建物創立年代相当の形式に倣い新鋲整備した。

古色塗、初重内部は素木作りになつていていたので、新規補足の化粧材および縁板

の丹塗を施さない箇所には、松煙、茶粉を用い周囲と調和よく古色塗りを施した。

防腐処理、古材および新材料ともすべてP・C・P水溶液にて浸漬または塗布を行なつたほか、軒裏、野地板、小屋組材には防腐用としてクレオソートを刷毛にて二回塗布した。その他蟻害予防のため礎石、縁束石、葛石の周辺にP・C・Pの粉末を多量に撒布しその上を土で被覆した。

修理銘板、長六〇センチ、巾二五センチ、厚三ミリの銅板に修理工事の概要を陰刻し、初重内部の一隅に打ちつけた。

跡片付工事終了後仮設物素屋根を解体し材料を場外に運び建物周辺の整地清掃を行ない、取替材のうち資料となるべきもの、また工事中発見物で参考となるものは初重小屋裏内に保存し、他の材は悉く処分した。

第四節 現状変更

発見物資料並びに痕跡のもとに綿密なる調査のうえ、左記の現状変更を行なつた。

一、相輪上半の欠失部を復旧した。

昭和十七年の台風で相輪は下から四箇の宝輪を残したまま、その上方部を中心とともに折損、欠失したが、その時落下した旧材のうち完形の宝珠、龍車をはじめ宝輪、擦管等の破片が寺に保管されており、また大正九年の修理前および修理後の全量を示す写真があり、これらによつて旧状がほぼ判る。その形式は通常の水煙取付部に水煙に替つて龍車状の珠を上げた風変りのもので（注）、旧材を残さない各部についても写真から大きさを知り得るので、これらの資材に基づいて輪輪の欠失部を復旧する。

（注）昭和二十九年重要文化財指定時には水煙部の竜車状の珠も寺に保管されており、そ

の写真が残されて いるが現在所在不明である。

二、腰組の高さを一重は約五センチメートル上げ、また三重は約一八センチメートル下げて旧位置に復し、縁の形状を整えるとともに、これにともなつて初重および二重の屋根勾配を整備する。

二、三重とも現在の縁は台輪腰組から高欄に至るまですべて大正九年の取替材で構成されているが、軸部の柱や腰貫は当初材で、これに旧縁板取付の痕跡がある。当初の縁は二重では現状より四、五センチ低く、三重では一七・七センチ高い位置に張られていたことが判る。また現在は二重は縁板と木口張り、

三重は外觀布張りの耳板を置いて内部は一段下で腰組輪上端で布板を張る複則な形式となつてゐるが、当初は共に縁根太掛けを用いた布縁と考えられる（注二）。よつて縁の高さを旧位置に復し、これにともなつて初重及び一、三重の屋根勾配を整えるとともに（注三）、縁の形式を整える（注四）。

（注） 腹貫は現在桟行
梁行とも下模で組まれ
上端と下端の高さが揃つた
一せぢかが
い」になつてゐるが、当初は梁行貫が上楔で三センチの咬合せがあつた。柱には厚
さ三センチの縁板当りがあり、その下方は十六角造りのまゝとされている。その高
さは桟行貫と上端揃い、梁行貫には下端が一致しており、貫の側面にはその風蝕型
がある。

(注) 柱には縁板当りより約一五センチ下方に釘穴があり、その間隔がかなりある点からこれは根掛を止めた釘跡と推定される。また二重では現在の木口線のため隅又首か入っているが、旧縁に見合う隅又首仕口にはない。これらによつて縁板は布張りであったと考えられる。

(注四) 腰組一台輪は屋根葺地面上に密接する関係があるので、その高さの変更は直ちにその屋根勾配の変更につながる。現在初重の屋根勾配は三寸八分、二重は五寸三分であるが、要旨の如き変更の結果初重は四寸四分となる。

三、四天柱筋四方棟唐戸構えの仏壇を撤去し、来迎壁および須弥壇を復旧する。

現在初重内部には四天柱筋の四面とも両開桟唐戸とした仏壇が設けられている

が、材料は新らしく工法も上部の虹梁、下方の仏壇框とともに柱に横からの払い込みに取付け、後補のことが明らかであり、また同時に張り替えられた床板との関連からも大正九年の造作になると認められる。四天柱のうち後方二本には前面に旧須弥壇の痕跡があり（注一）、また向合せ面及びその間の飛貫に来迎壁痕跡がある（注二）。当初は来迎壁前に須弥壇を設けた通常の構えであったことが判るうえ、須弥壇前面の隅束一丁も発見され旧形式も判明したので（注三）、大正改造の仏壇を撤去して旧規の来迎壁、須弥壇に復旧する。

(注一) 須弥壇の上下框のかくし枘大入仕口と、その間に羽目板溝がある。
(注二) 注一と同じ上下框仕口のほか、上框と飛貫間に来迎壁板溝があり、
にも板溝がある。

〔注三〕 現仏壇内に集積された雜材中から旧仏壇の隅束が発見された。上下的木もそのまゝ全長を残し、柱の框仕口間隔とよく一致する。切取面の簡素なもので、素木のまゝである。なお須弥壇の奥行寸法は床板が全部大正の新材料に取替えられているため不明であるが類似例を考察として整える。

第五節 工事費精算

工事費

修理工事費精算額

收入の部

收入總額

四

国庫補助金

県費補助金

市費補助金

地元負担金	八〇〇、〇〇〇円	請負費	四五二、〇〇〇円
預金利子及び雑収入金	四五〇、〇〇〇円	共通工事費	一、〇三〇、一九二円
支出額	二二、七八〇、〇〇〇円	内訳	六八一、六九九円
内訳	三重塔工事費	内訳	六一、七六一円
内訳	賃金	請負費	四五、〇〇〇円
内訳	諸資材費	機械器具費	二四一、七三二円
内訳	請負費	運搬費	三三〇、〇〇〇円
内訳	厨子工事費	保険費	三一〇、〇〇〇円
内訳	賃金	附帯工事費	六、二四三、〇〇〇円
内訳	諸資材費	請負費	四、一五七、八〇三円
		人件及事務費	二、〇八五、一九七円
		人件費	
		事務費	

第四章 調査項目

第一節 創立沿革

一、寺院の草創と沿革

医王山の草創は行基大師牛籠行脚し油山に掛錫の砌り、第四六代孝謙天皇ご龍眼を悩まされ、竹内大納言を勅使に行基大師に祈願の宣旨あり、行基は薬師尊を彫刻し油の谷にて瀑布を降つて加持し、ご惱眼を平癒せり、よつて勅願により天平勝宝元年一寺を建立、ここに縁起して新義真言宗医王山薬王院油山寺と称号

し、地名も油の谷清水谷と字名せられたと伝う。

その後頽破するに至つたと云うが詳細は不明である。建久年間に源頼朝の再建により法燈燐然と輝くに及んだが、元龜三年武田信玄の共燹に罹り伽藍一字も残さず、旧記世代記等ともに灰没し再び衰頽せり。天正二年時の住職快雄苦難を得て再興し、中興第一世となれり。それより累代系統しました東照公より御朱印若干の寄附あり、境内塔中不動寺、今熊寺があつたが寛永三丙寅年第三世秀世、自坊焼失のとき御朱印、旧記、宝物等悉く焼失せりよつて塔中を廃し本坊に併合せり、現在ではその旧跡を存するのみである。その後慶安元年二月二十四日大猷院

殿家光公より改め寺領四十七石並びに地中門前、山林、竹木等の寄附ありて祈願寺となれり。元文四年第十四世隆慶代、院代幸慧が瑠璃殿(現本堂)を再建せり。以来徳川家代々先規により御寄附ありしが、明治維新により境外内地のご旨意にもとづき明治三年二月上地せり。

二、三重塔の建立と沿革

三重塔は建久年間源頼朝が創建と伝えるが詳かでない。元亀三年に焼失せり。

現在の三重塔は天正二年中興一世快雄が諸国を勧進して工を起したが、戦国時代にて淨財に久しう二重まで組立てたが、以後放置の止むなきに至った(このときの状態を後世の記録に「元は二重の塔なり」と誤記されている)。この窮状を察した時の城主久野三郎左衛門宗成が大檀那となり工を継ぎ、慶長十六年完了することが出来たものである(注一)。その後延享より安永年間の第十六世真慧の代に、初重柱の根継、各重廻縁の補修が加えられている(注二)。また喜永六年にはそれまで素木造りであった三重塔を丹塗り改装している(注三)。就中大正九年の修理には屋根柿葺を銅板葺に改めたほか、二、三重の腰組みの高さを変え、各重の軒廻り、縁廻り材を新材に取替え、内部須弥壇の形式を改変する等の大修理が行なわれた(注四)。昭和十七年の台風にて相輪が下より宝輪四箇を残し、心柱とも折損し、更に昭和三十四年伊勢湾台風にて屋根銅板が剥がる等の被害を受け、暫定的な補修が施され現在に至っている。

(注一) 伏鉢に左記銘あり、

東海遠州周智郡油山薬師塔之九輪、願主大檀那久野三郎左衛門宗成慶長十六年

辛亥正月吉日、山城國愛宕郡三条釜之座、鑄物師大工、早川長兵衛藤原光政、

また初重の手法が最も古く、三重と新らしく形式も違つていて。

(注二) 油山寺世代付中第十六世真慧代に左記事項が記載されている。

月慧様弟子延享四年住職被役付右住職之内遠州一国勧化三重大塔修復同成就、廿

七年住職安永二年二月廿二日入寂、行年七十二才

(注三) 心柱の三重相当側に左記墨書かかすかに見られた。

嘉永六年六月 ぬしや 立花玉春

また(註二)修理時替えられたものと思われる巻斗、裏甲が軒裏より発見され

(注四) たが、素木作りであった。

大正九年九月二十八日此三重塔塗上記念の為此に書す。静岡県引佐郡氣賀町塗師

屋住人木俣留吉、

塗止記念、大正九年九月、周智郡□□村住人、山田玉藏

小屋束にも左記墨書が発見された。

たが、素木作りであった。

大正九年九月二十八日此三重塔塗上記念の為此に書す。静岡県引佐郡氣賀町塗師

屋住人木俣留吉、

塗止記念、大正九年九月、周智郡□□村住人、山田玉藏

第二節 破損調査

本塔は建立以来数次に涉り修理が施され、初重柱の根継、銅物等が行なわれていたが、湿気による腐朽が甚だしく軸部の弛緩と相まって建物全体が南面に一九・七センチメートル、西南に一四・三センチメートル傾斜していた。

地質は比較的硬土層のため基礎の沈下は僅少なものであったが、斗拱、軒廻りとも隅部の垂下が甚だしく軒先は波状を呈し、屋根はすでに大正九年修理において銅板葺に葺替えられていたが、昭和十七年の台風並びに同三十四年の伊勢湾台風にて、その都度被害をうけ三重の屋根約半分が鉄板にて暫定的な修理が加えられ、その他の銅板葺板も甲馳掛部分の多くに亀裂が生じ、すでに葺替えの時期に達し放置し難い状態であった。各部の破損状況は次の如くである。

一、基礎亀腹

基礎石は自然石を用い、柱に比して小さく、大きさは不揃いで不同沈下も僅少なものであった。最も高い「いの」の基礎石を零とする各基礎石の高低は次表の如くである。

基礎高低寸法実測表

単位、センチメートル

二、軸 部

柱行	梁行	一	二	三	四
いの通	○	四、五	一、五	一、一	
ろの通	一、五	一、三	三、二	三、六	
はの通	二、二	二、二	五、八	四、五	
にの通	一、二	一、七	○、九	一、二	

縁束石は前記大正年間の修理において花崗岩切石に取替えられていたので、良好な状態であったが、当初の束石は一箇も残存しなかった。

雨落葛石は水成岩質の切石になっていたが、断面積の形状はほとんど長押取りにしてあり、これらは運搬も容易にするためこのような形状に石伐りされたものと思われるが、このため石据えの安定を欠き雨水による流出土と相まって前記修理時に据え直されたにもかかわらず、不同沈下が甚だしく全体に散乱しており紛失した箇所もあった。

縁下も前記修理時コンクリート、モルタル塗仕上げになっていたが雨落葛石の散乱にともない、各所に亀裂、破損を生じていた。

亀腹も前記修理時に塗替えされたもので、下地は荒壁厚さ約八センチメートルの上に漆喰モルタル厚さ一センチメートルの仕上塗りになっていたが、すでに落剥したところが多く、かろうじて古形を維持している状態であった。

床下叩きも後世の塗替えになるが、すでに全体にわたり荒廃しており当初の表面が残存するところは一箇所も見あたらなかつた。

初重は基礎の沈下僅少と修理時柱脚部の腐朽部を銅物の挿入により床面の不隆はほとんどなかつたが、二重及び三重は主に柱脚部、土居枠の腐朽圧縮により不陸を生じ、これら沈下は当然軸部の傾斜の起因となり、西南隅の沈下が甚だしく全体に西南へ傾斜していた。

初重柱の内四天柱は檜材で、側柱は椎材であった。四天柱の脚部はほぼ良好であつたが、側柱の脚部の腐朽は甚だしく宝曆年間根継されていた東面四本の柱脚部とも腐蝕し根元に盤を挿入して姑息的に補われていた。就中東北隅柱は腰貫当りまで虫害に侵され再用不能にあつた。

台輪、頭貫、内法長押、腰貫及び東面外側の寄は松の当初材で、台輪は上部荷重により部分的に圧潰し、腰貫と寄が腐蝕していたほかは、虫害も僅少であった。檜の後補材の内地長押、腰長押は一部腐朽していた程度であったが、地貫、足固貫は柱との接触部分の腐蝕が著しかつた。根太はすべて後補材で松と檜とが混用されており、床板は杉材であったが腐蝕は少なくほぼ良好なものであった。天井は中央が起り天井で、周囲は格縁天井になっていたが、いずれも松の当初材であつたが、天井板は後補の檜、櫻の粗末な材料が使用されており、乾割した部分も多く矧目にも大きな隙間が生じていたが、虫害、腐蝕は僅少なものであった。

三重の柱もすべて当初の松材で表面露出部の風化及び腐朽の程度は二重よりも

更に大きく、柱脚部、柱盤とも虫食による損傷が甚だしかった。台輪、頭貫、腰貫、東面の長押及び羽目板壁を除くその他のものもすべて当初の松材で相当虫害を被っていた。後補の檜材である東面の長押、羽目板壁の虫害はほとんどなく損

略になつていた。当初よりの松材は虫害をうけ折損、損傷が甚だしかつたが、後補材の虫害及び損傷は僅少なものであつた。各重の取替えられていた樋数は次表のとおりである。

斗棋は各重とも垂下をきたし、手先肘木はいずれも屈曲し仕口面より割れ目が生じ、ことに隅斗棋の垂下は著しかった。各重とも材質および手法が異なつており、初重のものがもつとも優れ、次いで二重、三重がもつとも粗雑に出来ていた（第62図参照）。初重の斗棋はすべて松材で二重と三重の大斗、卷斗、筭束は楠材で、その他のものは松材であった。各重とも大斗、卷斗は圧潰したものが多く、通肘木はすべて彎曲状態になり折損していたものもあった。尾檼も屈曲と虫蝕、雨漏とが相まって損傷が甚だしく既に折損したものもあって、再用不能のものが多かった。

三、軒廻り

各重の軒は軸部の沈下、傾斜に伴なつて隅木、樋とも著しい垂下をきたし、軒部、二重は東面兩隅が新材料にて先継されていた。木負は初重にては西側面中央より背面全部が取替えられ、二重は東面中央が約三分の一と南面中央より後方が三分の一取替えられていたほかは、当初のままであったのでその歪曲は特に甚だしかつた。茅負、裏甲は初重、二重とも全部取替えられていた。当初材および後補材ともすべて松材が使用されていた。

四、心柱及び内部構架材

三重の軒廻りは前記修理時に桁廻りまで解体され、隅木、地檼、飛担檼、木負、茅負、裏甲、裏板まで全部松材にて取替えられて、古材はその断片すら残存していないかった。各重とも後補材は寸法が減寸されており手法も粗雑にてすべてが簡

心柱は松材で一本作りになつてゐた。昭和十七年の台風にて先端が九輪の内四輪上より折れ欠損しており、欠損より下方三メートルほどが腐蝕していたがそれより下方は比較的虫害も少なく良好であった。南西隅より東北隅に斜めに架けた心柱盤も松材で虫害も僅少で耐久力に影響はなかつた。その他の内部構架材もすべて当初のもので松材からなり、そのため随所に虫害、折損の箇所が見受けられた。初重尾檼掛束、同束盤も腐蝕と上部よりの荷重とにより組手部分が弛緩しており、各重の檼掛上端の虫蝕も激しかつた。左儀長及び束盤は大正九年に新補されたもので二重、三重の四天束とも良好な状態にあつたが、束盤等は虫蝕により折損しほとんど取替を要する状況であった。

三重		二重		初重		区分		摘要	
飛	地	飛	棰	飛	地	分	総	要	
担	棰	担	棰	担	棰	当	数	面	
一	四	一	四	一	〇	二	六	西	
○	三	○	六	○	四	五	一	面	
三	六	三	六	六	〇	六	三	南	
○	三	○	六	五	〇	五	一	面	
三	六	三	六	六	〇	六	三	东	
○	三	○	六	五	〇	五	三	面	
三	六	三	六	六	〇	六	二	北	
○	三	○	六	五	〇	五	四	面	
三	六	三	六	六	〇	六	〇	摘要	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	九	すべて	要	
						年	に取大替正		

五、小屋組及び野地

各重の小屋組はすべて大正九年の改変で、母屋、野桿とも粗悪な松材で補修されていた。腐朽部分は少なく比較的良好な野地を形造っていたが、姑息的な修理方法で構造的にも不完全なため、母屋組みが弛緩して全体に乱れを生じていた。各重の桔木も大正の修理時にはほとんど取替えられていたが、松丸太のため虫害が甚だしく半数が取替えを要する状態であった。

各重の野地板もすべて前記修理時に新補された松材で、各面とも局部的に雨漏箇所の腐朽したところが見受けられたが、就中三重の野地面の内西面及び東面に腐朽箇所が広く、台風被害により補強に打締めた釘も多かった。またこのとき補足に鉄板葺にされたところの野地板が黒く変色していた。

六、屋根

屋根は大正九年の修理において在来の柿板葺を銅板葺に改められていたが、昭和三十四年の伊勢湾台風並びに昭和十七年の台風にて相当大きな被害を受けており、三重屋根は東面約五分の四と、北面約五分の二が鉄板にて補修され、二つ割竹の押縁を六〇センチメートル間隔に釘打ちにしてあり、鉄板葺部分ははぜ掛けより三〇センチメートル間に銅釘打ち、半田付の補強がされていた。各重の屋根とも三〇センチメートルを縦横とも重ね一〇センチメートルに敷詰め、銅板は厚さ〇・三五ミリメートルの定尺盤を四方はせ掛け一・五センチメートル、上部釣子三ヶ所、隅は背峰上にてはぜ掛けになっていた。軒付は横足三三センチメートル、見付一枚張りで裏甲上端より包装されていた。一重、二重の屋根の内雨落より外方のはぜ掛け部分のほとんどには亀裂と青銹とが生じていた。

七、縁廻り

各重の縁廻りはすべて大正に取替え改造されたもので、初重の縁部材は檜、縁板は檜材になっていたが、湿気のため各面の縁束とも根元が腐蝕していたものが多く、縁板は表面と縁板鼻はかなり風蝕、摩耗し南面の東寄りより東面にかけては腐蝕が甚だしく、各所に割れや欠けを生じ緊結金具もほとんど弛緩していた。二重及び三重の縁高欄は檜材で縁板は杉材、その他の材はすべて松材であったが比較的良好な状態であったが、手法が粗雑で簡略にされていた。当時のものとしては三重廻縁の南面に松材の縁根に掛けが残存していたほかには、なにも残存せず転用もされていなかつた。

八、戸口及び内部

初重の棧唐戸及び楣、方立、無目ともすべて大正修理時に取替えられたものであつたが、ただ藁座のみは当時のものが残存していたにすぎなかつた。形式は修理前のものをほぼ踏襲されていたことが修理前の記録写真により明らかであったが、手法は極めて粗雑な工作であるため框が弛緩し開閉が容易でない状態になつてゐた。

各重の壁板もすべて大正に取替えられたもので、初重は檜材で補強のため胴縁が挿入してありほぼ良好であったが、その他の壁板は松材のため全体に腐朽しそのうえ風蝕も著しくすでに破損箇所には姑息的な補修が加えられていた。

初重中央起り天井の棹縁と周囲の格縁天井の縁は当時の松材で大面取りになつていたが、天井板には松材と櫻材とが混材しており、松材が当時のもので櫻材は後補のもので材料も新らしく、主に正面寄りに使用されていた。

床板もすべて大正に取替えられた杉材で厚みも当時の床板当り跡より低くなつていたが、腐朽箇所はなく矧目に空間もなく完全な状態であった。

九、相輪及び風鐸

大正修理時に小屋組、左儀長束等の新補により露盤、伏鉢、請花は安定しているが、昭和十七年の台風時宝輪四箇上より心柱ともに折損消失していた。このとき落下した旧材のうち完形の宝珠と龍車を始め宝輪、擦管等の破片は寺に保管されてあつた。すべて当初のもので伏鉢、請花はほぼ完全なものであつたが、露盤、宝輪には亀裂が生じており擦管は破損して鉄線にて補強が加えられていた。伏鉢には慶長拾六年及び施主、作製者の銘が陽刻されていた。

風鐸は各重の各隅木に釣金具は残存していたが、風鐸は前記相輪破片中にも発見出来なかつた。大正九年に新補された三重の隅木並び一重及び二重の飛担隅木を先継された部分にも釣金具があるところより、前記修理時以後消失したものと思われる。

一〇、塗色

現在の丹塗は大正修理時に塗装されたもので、それ以前嘉永六年（心柱の三重軸部当たりに墨書）に始めて丹塗りを施したようで、この時の塗装が三重の斗構に残つていた。外部全体を丹塗一色に塗られたもので以後の塗装も同様である。当初は素木作りの塔であったもので小屋内に転用及び保管されていた旧材の三重化粧隅木、茅負、裏甲、飛担樋、巻斗には塗装した形跡は見られず、また初重内部も塗装されていないところより前記嘉永修理時までは塗装されていなかつたものである。

第三節 後世における形式変更

は南面建てで、現在塔の正面は本堂正面に向つた参道に面し西向きになつていてが、建て始めは南向きとして建て始め内部雜作において、西向きに変更したものと思われることは、初重の根太が梁行に架つていて、四天柱の来迎壁板溝と旧須弥壇の取付仕口には西面向きになつていてことである。

また塔の再建については中興一世の快雄が天正二年より工を起し、慶長十四年までに苦難を得て二重まで建てたが、その後は淨財に乏しく放置されているのを城主久野三郎左衛門が工を継ぎ慶長十六年に竣工をしており、その間十七年の長きにわたつていることより大工棟梁もその都度替つて施工されたことも、各重毎にその手法が異なつてることから充分考えられることで、最終段階において西向きに変更されたものに思われる。

塔は再建後前記したようく寛文年間、延享より安永年間、嘉永年間、大正九年と修理が加えられているが、就中大正九年の修理は解体に近いまでの大規模な修理が施され、その都度形式も変更されている。大正修理以前の修理については、このとき新材に取替えられた部分が多く資料にも乏しいので、解体時の痕跡のみについて記述する。

一、寛文年間の修理

二重及び三重の廻縁板と腰貫との接触箇所に雨板切を取付けていた。三重の柱にはこの雨切板を大入れにした仕口があり、腰貫には留釘も残つていた。相当古い仕口に思われたが、のみ切れも悪く手法も粗雑なところより当初のものでないことは明らかで、寛文年間に補修されたものと思われるることは、三重相当の位置にある心柱に左記墨書があり微かに判読することが出来た。

寛文十二年

俊敬

二重の雨切板は大入れにはなつておらず、風化による当跡が斜めに残つており、柱と腰貫にはこのときの留釘もあり釘の位置も三重の留釘の位置とも類似しているところより、同時代に取付けられたものに思われる。

塔は当初南面建てとして建て始めたものである。油山寺本堂（薬師堂）

寛文年間にはその他にも補修されたものと考えられるが、その後の修理によつて知ることが出来なかつた。

二、延享より安永年間の修理

初重背面（東面）中央二本の柱が檜材にて根継されていた。このとき初重の地貫も取替えられたのではないかとも思われる。現在の地貫は大正修理時に取替えられたものであることは、同時代に取替えられた廻縁の材料と材質、新旧程度が一致しているので判明するが、今回の解体時この貫も既に再用不可能までに腐蝕していたところより推定されるのである。また各重の軒廻り腰組等も一部補修されたようで、小屋内に保存されていた裏甲もこの修理以前のもので、初重の鼻母屋に転用されていた茅負にも眉欠きの形式が二種類あり、茅負成一二糰で眉欠き上部が五・四糰、下部六・六糰に欠いたものと、成一二・四糰、眉欠き上部七・三糰、下部五・一糰に欠いたものとがあり、前者はこの修理以前のもので、後者はこのとき新補されたものに思われる。

また、寺蔵の延宝八申年以来再建修復仕候置所書の三重塔の頂には左記の如く記されている。

三重塔

式間四方

右慶長十六亥年願主久野家御建立也十四五年目にて屋根を致破壞故色々住持にても修復差加申候 真慧代及大破遠州一国廻り勧化仕柱替根継想修復仕候

鰐口

寛永十四己年

洞吉村

宝蔵院寄進

とあり、また油山寺現住録の真慧の項には左記の如く記されている。

第十六世 真慧

日慧様弟子延享四年住職被役付右住職之内遠州一国勧化三重大塔修復同成就廿七ヶ年住職

安永二己年二月廿九日入寂

行年七十二才

以上のことから単に柱の根継が施されただけでなく、四天柱の如きも初重側柱が椎材であるのに檜材になつておらず、一見側柱に比較して新らしく感じられたが、頭部の通肘木の仕口が密着しているので解体せずして着替えることは不可能なようにも思われるが、天井板の一部と保存されていた旧須弥壇の束も檜材であり、根継材とその材質もよく類似しているところより疑問を感じたが、確実なることを知ることは出来なかつた。いずれにしても以上のことから推察して、この時の修理は相当広範囲にわたつて補修されたことは推定出来る。

三、嘉永年間の修理

嘉永年間にはそれまで素木造りの塔を丹塗に塗装が施された。初重及び二重にはその痕跡は乏しく、僅かに軒小天井の格縁と支輪に残存していたが、三重の斗構の丹塗りはこの時のもので、初重、二重のものより丹色も鮮かで丹念な塗装が施されており、接触しても色が付着しなかつたが初重、三重の丹塗は一寸接触しても付着し、色も弁柄に近いものであった。大正修理時には三重の斗構のみは塗装されなかつたようである。また心柱に左記墨書があり微かに読むことができた。

嘉永六年六月

以上のほかにはこの年代に相当する修理箇所は見当らないので、三重斗構の塗装面の風化より見て嘉永六年に塗られたことは明らかである。

四、大正九年の修理

これまでの修理が施されたうちで最も大規模な修理が加えられたのはこの時の修理で、また外観を悪く損じたのもこの修理であったが、大正七年には米騒動がありその翌々年に当り、不景気な時期にもかかわらず修理されたことは、如何に損傷の甚だしかつたことが推察される。そのためこのときの補修材はすべて寸法が不足しており、手法、形式とも簡略にされたものが多く、そのため

外観の美観が損失されていた。

初 重

軸部 地貫、腰貫、腰長押、切目長押、壁板、無目敷居、寄が全部取替えられていた。このうち地貫、腰貫、腰長押、切目長押は旧寸法どおりになつたが、その他のものはすべて旧材よりも寸法が不足していた。壁板は厚さ約六耗薄く板溝に銅物がしてあり、各間とも内部には壁板中央部に補強の胴縁が挿入されていた。無目敷居、寄は成が九耗不足しておりそのうえ床板も旧床板厚さより九耗薄いため、床板とに隙間を生じるので無目、寄とも内部には側面より添木を当て隙間が埋めてあつた。

廻縁 廻縁材は縁束石とも全部取替えられていた。ことに縁束は隅束が一五・二粂角で平束が一二・一粂角の不揃いなものになつていて、側柱に比較して非常に細く外観を著しく損じていた。正面中央両脇の束には階段耳板取付仕口は残つていたが、階段は既に紛失しており廻縁についての旧材は断片すら発見することができなかつた。今回廻縁の復原については縁板を約四分の一再用したほかは、すべて同時代の廻縁の比率により整備した。

内部 床板を取替え当初の来迎壁、和様須弥壇を取外して、四方棟唐戸構えの仏壇に変更したほか、天井板を約二分の一取替えた。

床板は厚さ二・一粂の杉板にて全部取替えられていた。旧床板の厚さは切目長押と旧床板の当り跡よりみて三粂あつたもので、厚みが節減されていた。

当初の須弥壇は四天柱、四天柱の飛貫の痕跡及び保存されていた旧須弥壇の束とにより来迎壁のある簡素な取付の須弥壇であったが、このときの修理には四天柱間に地覆、框を四方に廻し額縁付羽目板張りとし、上部には飛貫下に虹梁を架け方立を取付け、四方とも棟唐戸両開付の仏壇に変更されている。すべて檼材が使用されていたが、手法は粗雑なところが見うけられる。

天井板には松材、檼材、檜材との三種材が使用されていたが、この内松材が

最も古く、ついで檼材でこのときの補修材は檜材であったが、これらはすべて当初の松材のものと寸法、手法とも踏襲されていた。

軒廻り 裏甲、茅負、飛担樋、飛担裏板の全部と木負を約二分の一、地樋八本とが取替えられ、各飛担隅木が先継されていた。

裏甲は当初のものを踏襲してあつたが、茅負は初重鼻母屋に転用されていた。旧茅負とは反上り寸法はほぼ一致していたが、木柄、眉欠きの寸法は異なりこのときの茅負の成は一〇・二粂、眉欠き上部四・九粂、下部五・三粂、下端厚さ九・七粂で、旧茅負より小さくなつていていた。旧飛担樋は二重野樋と野隅木束とに転用されていたが、反りのある形の整つたものであつたが取替えられた樋は、木口を茅負内面より極端にこかれた直線に近い見苦しい形に木拘されていた。木負は飛担樋が目違入れになつており旧木負に寸法、手法とも踏襲されていた。飛担隅木の先継は四隅とも取替えられ断片すら残存しなかつたが、発見の旧茅負とも規矩的にも寸法が一致したので、旧隅木を踏襲したものと思われた。

小屋、野地、屋根 腰組束、束枕、桔木、野隅木、野樋、野地板を全部取替え、樋掛のみ修理前のものを再用してあり、鼻母屋には旧茅負が転用されていた。また柿板葺を銅板葺に改め、二重の廻縁に関連して屋根の高さを四・五粂低くされていた。桔木は各面とも三本に簡略され、そのため軒先垂下の原因ともなつていて、野地は修理前柿板葺であったものを銅板葺に改められたため盲張りになつていて、旧野樋が二重の配付樋に残存しており野地木舞の当り跡、留釘穴もありこれによると木舞板巾は六粂、間隔七粂になつていて、木舞の厚さは旧樋掛と腰組台輪との関係より見て二・一粂と思われたが、旧木舞材は発見されなかつた。屋根は野樋掛が旧位置のままに銅板葺野地としたため、旧葺しろの厚さ四・五粂低くなり、その部分だけ品軒を取付け葺仕舞とされた。

修理前柿板葺であったことは、修理前全影を撮った絵はがきも保存されたいたので明らかである。

二 重

軸部 壁板が取替えられた。

四面とも壁板が檜板にて取替えられたほかはすべて当初のものであった。二重の壁板構は頭貫の下端だけで、柱、腰貫には溝がなく、腰貫上端に胴縁を取付け外側より釘打ちになっていた。

廻り縁 腰組台輪、通肘木、隅肘木、縁板、高欄の全部と巻斗七十六ヶのうち、四十一ヶを取替え、縁板と腰貫にかけて雨切板を設けた。

このときの縁板は桁行腰貫上端より七・九粁下より、腰組通肘木の上端にかけ切目板張りとされていたが、当初の縁板は桁行腰貫上端揃いになつておらず、また布目張りになつていていたことが側柱の八角作りになつた部分が、桁行腰貫上端より三粁下までになつておらず、腰貫には旧縁板当り跡及び旧根太掛留釘も残存していたので判明した。腰組及び高欄については旧材も痕跡資料もなかつたので在来のものをそのまま再用した。

斗拱 背面（東面）平尾樋二本と小天井の格子組二間とが取替えられていたが、いずれも当初のものを踏襲されていた。

軒廻り 裏甲、茅負、飛担樋、飛担裏板の全部と木負三十三支分、隅木二本とが取替えられ、飛担隅木が二本先継された。

一重の軒廻りとほとんど同程度の修理が施され、裏甲は踏襲してあり茅負は旧茅負よりも小さく木柄、肩欠きとも一重と同寸法、同手法になつていて。飛担樋の形状も同様で、隅木も飛担隅木部分は取替えと先継とにより、旧材は残存しなかつたが旧茅負との規矩的寸法はほぼ一致したところより、当初のものが踏襲されたものと思われた。

小屋、野地、屋根 腰組台輪束、束枕、桔木、野隅木、野地板の全部と野樋

のほとんどが取替えられ、屋根の高さを一七・七粁高くされた。

桔木は各面とも三本に簡略されており、野地は一重野地と同様に修理前柿板葺の木舞野地を直張りにされ、三重の廻り縁の高さの変更により屋根が一七・七粁高くされたため、各重の屋根勾配の比率が乱れ外観を損じさせていた。材料、手法とも粗雑なものであったが全体が新材のためほぼ良好な状態であった。またこの小屋内には旧左儀長束二本と、三重の旧化粧隅木の飛担隅木部分を切断したものが、桔木枕と腰組台輪の束枕に転用されていた。

三 重

軸部 壁板の全部と背面長押とを取替え、背面台輪を矧木にて繕い、梁行腰貫の上楔締めを下楔締めとした。

四方の壁板を檜板にて旧手法を踏襲して取替え、背面（東面）の長押も取替え、台輪の外側を一・五粁削り取り矧木にて繕つてあった。また当初梁行腰貫の上楔を下楔締めにされていたが、これについての関係するところは何にもないでの、どうして下楔にしたかは不明である。腰貫組手は三粁の較合せ仕口がありこれを遊ばせたことは不手際としか思えない。

廻り縁 腰組台輪、巻斗、通肘木、隅肘木、縁板、高欄の全部を取替えた。

このときの縁板は桁行腰貫上端より七・六粁下より腰組台輪上端にかけた切目縁になつていて、当初の縁は前記のとおり梁行腰貫は上楔で、桁行と梁行貫とは三粁の較合せになつていて、各貫には旧縁板の当り跡と側柱には旧根太掛留釘も残存しており、これらの痕跡によると旧縁板は二重の廻り縁同様に桁行貫の上端揃いになつており、根太掛留釘の位置より縁板根太のある布目縁であったことが判明した。高欄については旧材も痕跡資料もなかつたので在来のものをそのまま再用した。

斗拱 三重の斗拱の内、大斗、巻斗、箕束は楠材で、その他のものは松材であつたがすべて当初のもので、形式は各重のうち最も新らしく手法も粗雑なもの

のであった。

軒廻り 裏甲、茅負、飛担樋、木負、地樋、隅木、裏板の全部を取替えた。

この重のみ扇樋になつており、全部材が取替えられ材料、手法とも簡略にされていた。旧地樋は旧留釘跡より左儀長束内側まで伸びていたが、現在は軒桁内側まで木口も反り増しのない棒樋に近く、転び曲せも正規に木持りされていなかつた。これに伴い木負、飛担樋も同様粗雑な手法のもので支割だけが解体時軒桁上端に各面とも旧支割の鋸切り目を入れ、旧支割に倣つたものと思われるが、そのほかはすべて現場当たりに苦心して工作した跡が見うけられた。旧材については隅木の断片が二重小屋内に転用されていたほかにはなにも発見されなかつた。

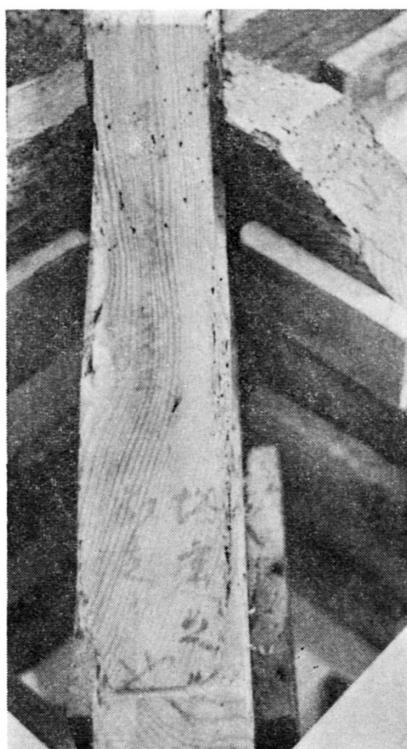
小屋、野地、屋根 桔木、母屋、小屋束、左儀長束及び貫、野隅木、野樋、野地板の全部を取替えた。

桔木は各面五本になつていて、内三本は茅負に挿入し二本は木負が釣込んであつた。これは地樋の長さを節減したためこの修理時に新設したもので、在来はなかつたものである。母屋及び束等の木柄は細くされていたが、左儀長束も二重の小屋内に転用されていた旧左儀長束に寸法が一致したところから、柿板葺野地木舞を銅板葺の直張り野地に変えたほかは、構造等は旧来のものを踏襲されたもののようにである。

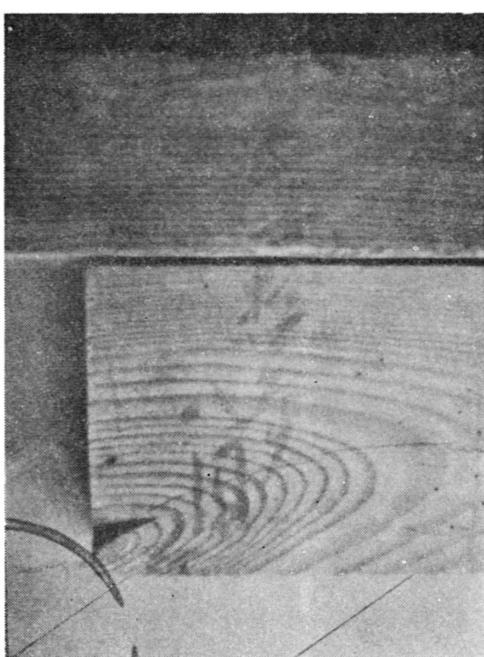
以上のはかに昭和十七年の台風にて相輪が折損し、また同三十四年の伊勢湾台風にて各重の銅板葺の一部が剥され、野樋の補強が行なわれ銅板を一部鉄板にて補修されたほかには、変更はされていなかつた。

第四節 墨書及び番付

初重隅脚木墨書



一重通肘木墨書



慶長拾四年

八月

三重小屋内部の心柱に左記墨書があつた。

寛文十二年
俊敬

嘉永六年六月

塗止記念

大正九年九月

周智郡□□村住人
ぬしや 山田玉蔵

三重の四天小屋束（東北隅）に左記墨書があり。

大正九年九月二十八日此三重塔塗上記念ノ為ニ書ス
静岡県引佐郡氣賀町 漆師屋

住人
木俣留吉
立花玉春
ぬしや

山岡篤三徒弟

各重の番付は左記のとおりである。

東四
○ 南一
○ 南二
○ 南三
○ 南四
○ 西一

東一
○ 一
○ 一
○ 一
○ 一
○ 西

東一〇〇

東三〇

東四
北一
北二
北三
北四
西

$$+ \quad \quad \quad +$$

九〇〇二

七〇〇〇四

六

第五章 廚

子

第一節 沿

革

寺伝によれば厨子は今川義元の遺族が義元供養のため寄進したと伝えられ、また他所にて造営されてあつたものを移したとも云われているが、資料に乏しく造営年代は詳らかでない。

中興十七世舜盛代（安永より享和年間）の寛政年間の修理時までの古い扉には左記墨書があつたと、天正年中以来油山寺世代付には記されている。

中興一世 快雄字短金

本堂宮殿古キ扉書付ニ奉造立扉金物并日光月光ノ絵像
金柱短金以信心之志興之一世悉円満所

天正十六年成子十二月廿一日 時住時

快 雄

短 全
敬 白

また、形式技法より見ても天正以前に造営されたものであることは、まず間違いないものと思われる。

なお、延宝八申年以来再建修復仕候置所書の宮殿の項には左記のように記されている。

宮 殿 建立之願主不明分

右中興之開基快雄代天正年中扉金具の寄進者有之

古キ板致破壊候ニ付舜盛代修復差加彩色仕候

檀一門

右須弥壇箱壇ニテ見苦敷ニ付舜盛代新ニ仕候

この寛政の修理には正面の幕股及び簾束を新補し、旧來のものを破損部分に移動し彩色してあり、このとき須弥壇上に台を置き厨子を三七糧高くし、そのため本堂の繫梁に厨子の頂部がつかえたので、その部分を切取つていた。明治末年頃の修理には一部斗栱あたりまで解体したことが、斗栱打締めの釘が洋釘であることをよって判明し、この修理にも彩色されていた。

厨子は本堂本尊薬師如来が安置してあり、一間妻入り前面一間を開放して、和様三手先、尾檼付の組物で中備の下は幕股、上は簾束、小組天井支輪付で、尾檼の根元に繩形があつて古い形式のものである。軒は二重、本繁檼で屋根は本瓦形板葺の小規模ながら建築的構造になつていて。

旧本堂は元亀三年兵火により焼失しており、そのときは本堂より持出され難をまぬがれたものに思われる。現在の本堂は第十四世隆慶院代幸慧が元文元年より四年にわたり再建したものである。

第二節 工 事 仕 様

厨子は屋根、軒廻り、斗栱までの破損と剥落が甚だしかつたので、台輪までを解体し、破損部分を繕い、欠失部分を復原し彩色、金箔押しとも左記工程にて全体を塗装した。

漆 塗

旧塗装搔落、素地整備、刻字彫、木固め、ペーパー当、刻字飼、刻字揃
引込、引込揃、切粉付、切粉研、鏽付、鏽研、固め、ペーパー当、中塗、中
塗研、上塗、
漆喰いの工程後、金箔押、箔止。

彩 色

素地清掃整備、明バン水引、肉下地塗二回、型置、捨膠二回、金箔押、上胡
粉塗、地色下地塗、上塗。

第三節 現 状 変 更

厨子は前述の如く寛政の修理において、須弥壇の上樋を高くし更に須弥壇上に
台を置くことにより、厨子が三七粁在来より高くなりそのため頂部が本堂の繫梁
につかえたため、頂部が妻飾り太瓶束頭部辺りまで切取られ、鬼板、懸魚が欠失
されていたので、左記現状変更を行なった。

一、欠損の屋根頂部を復旧する。

現在は妻太瓶束の旧頂部よりやや下った線から上方の部分が切り取られ、
破風板は拵み仕口附近と懸魚がなく、大棟も全く失われている。切り取られ
た旧材を全く発見し得ないので、これら欠損部を同時代類似例にならって復
旧し、屋根頂部の形態を整える。

写

真

本堂内厨子
三重塔

自 95 自 1

至 117 至 94



1 竣工 全影 西南面



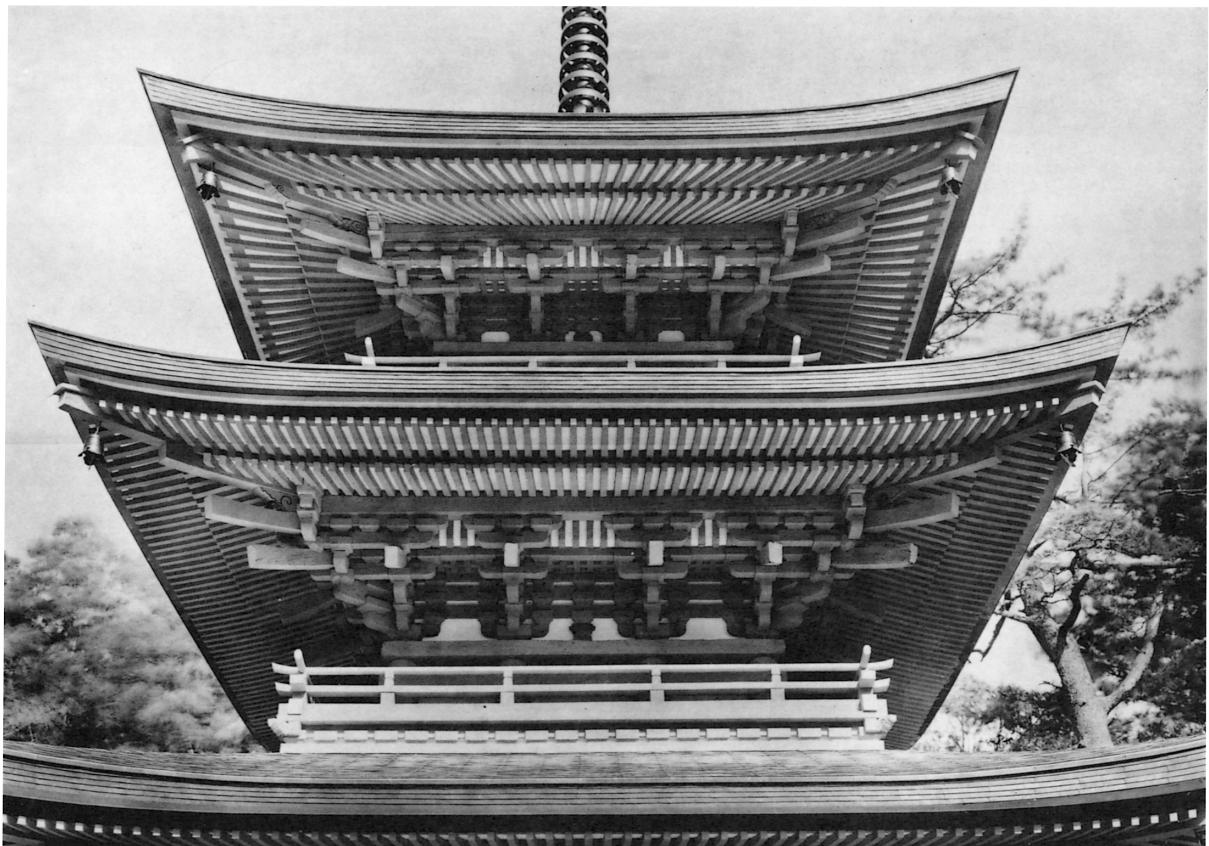
2 竣工全影正面(西面)



3 竣工全影 東北面



4 竣工全影南面



5 竣工 二重、三重軒（西面）



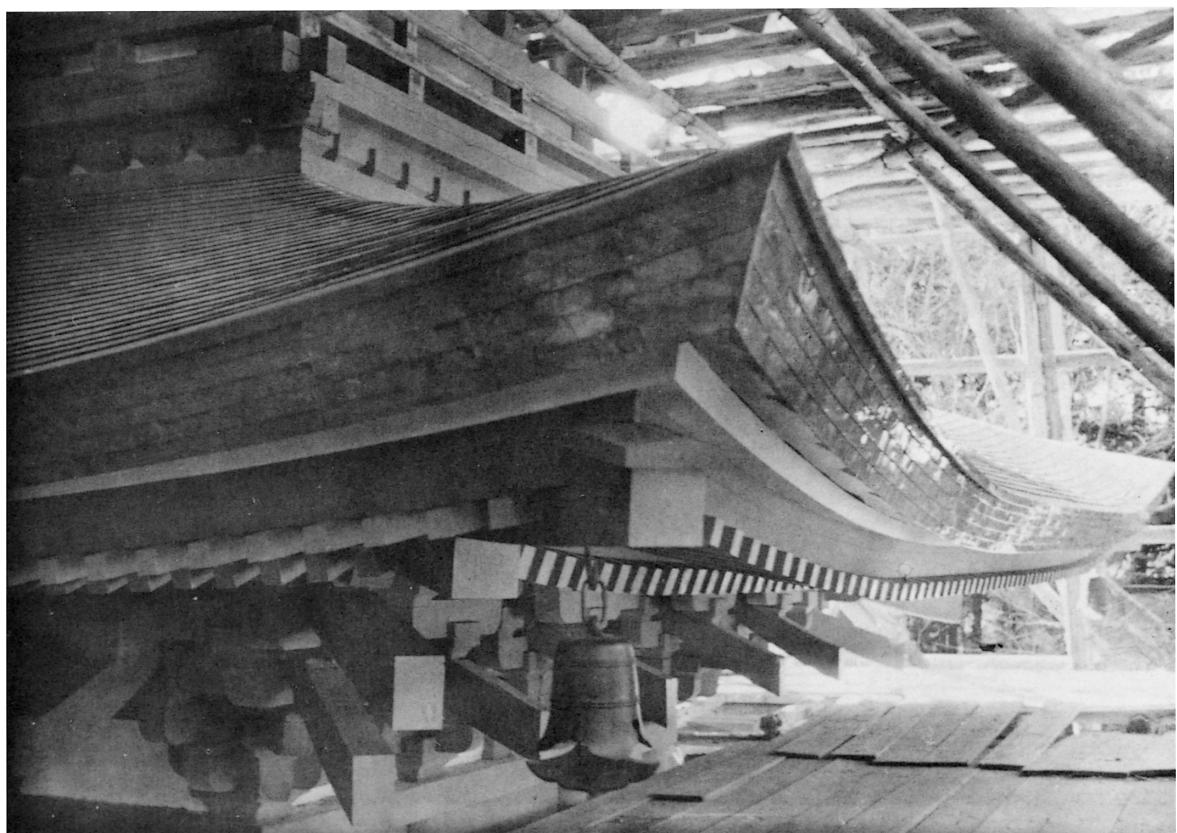
6 竣工 初重軒（西面）



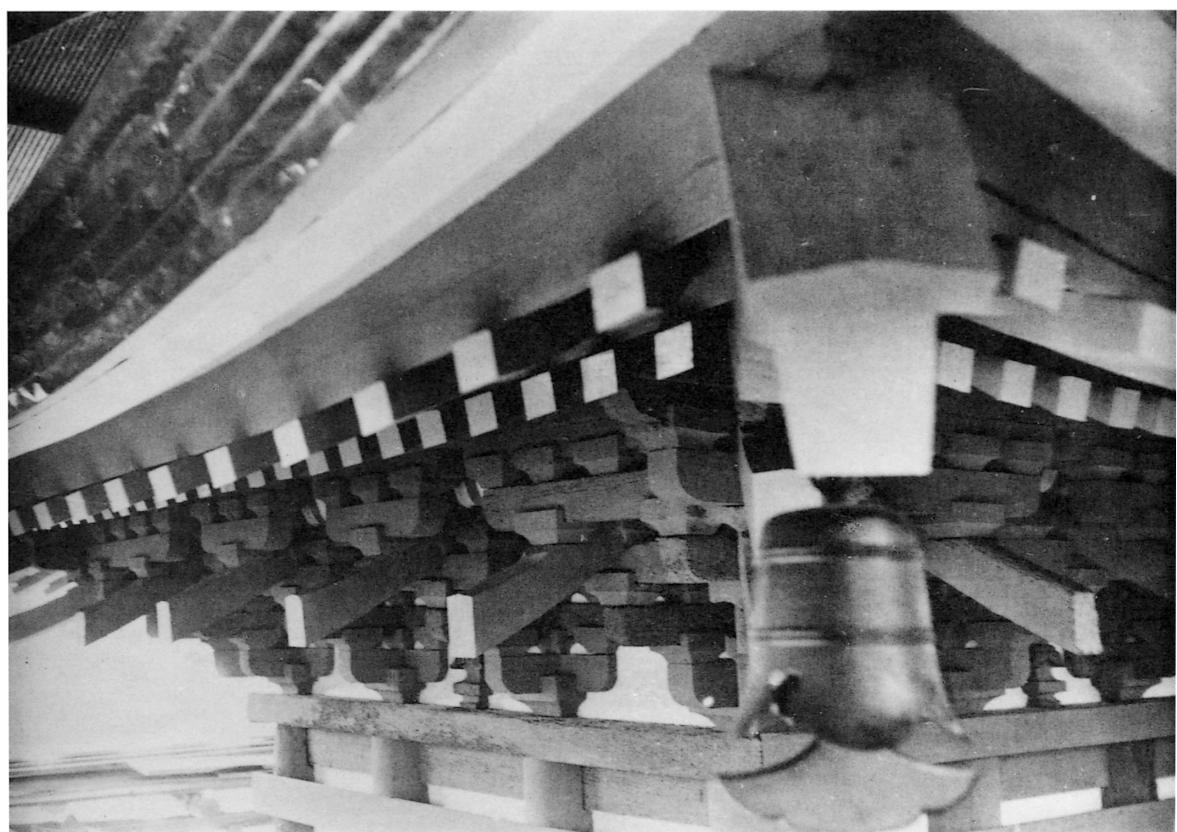
7 竣工 各重軒見上（西面）



8 竣工 初重軒裏及斗棋詳細



9 竣工 初重軒隅及二重の高欄



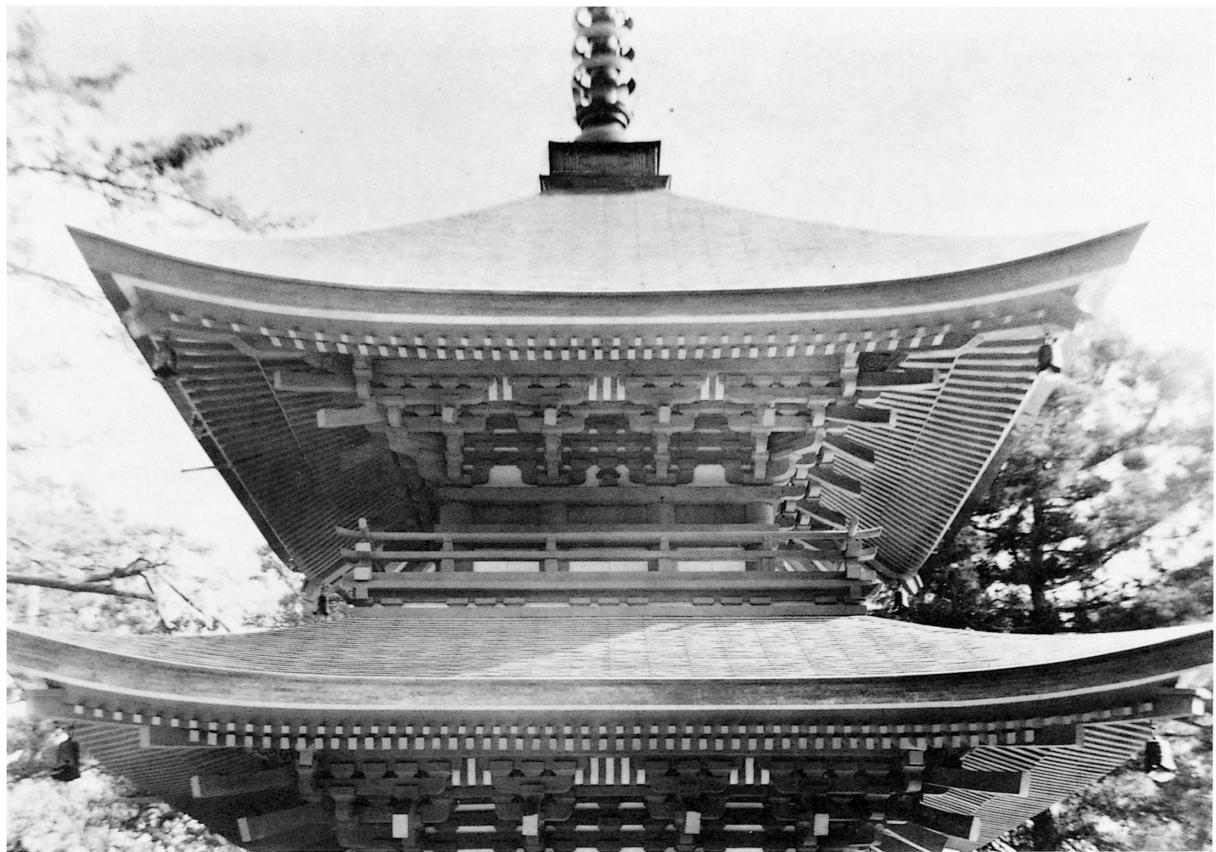
10 竣工 三重軒裏及斗棋



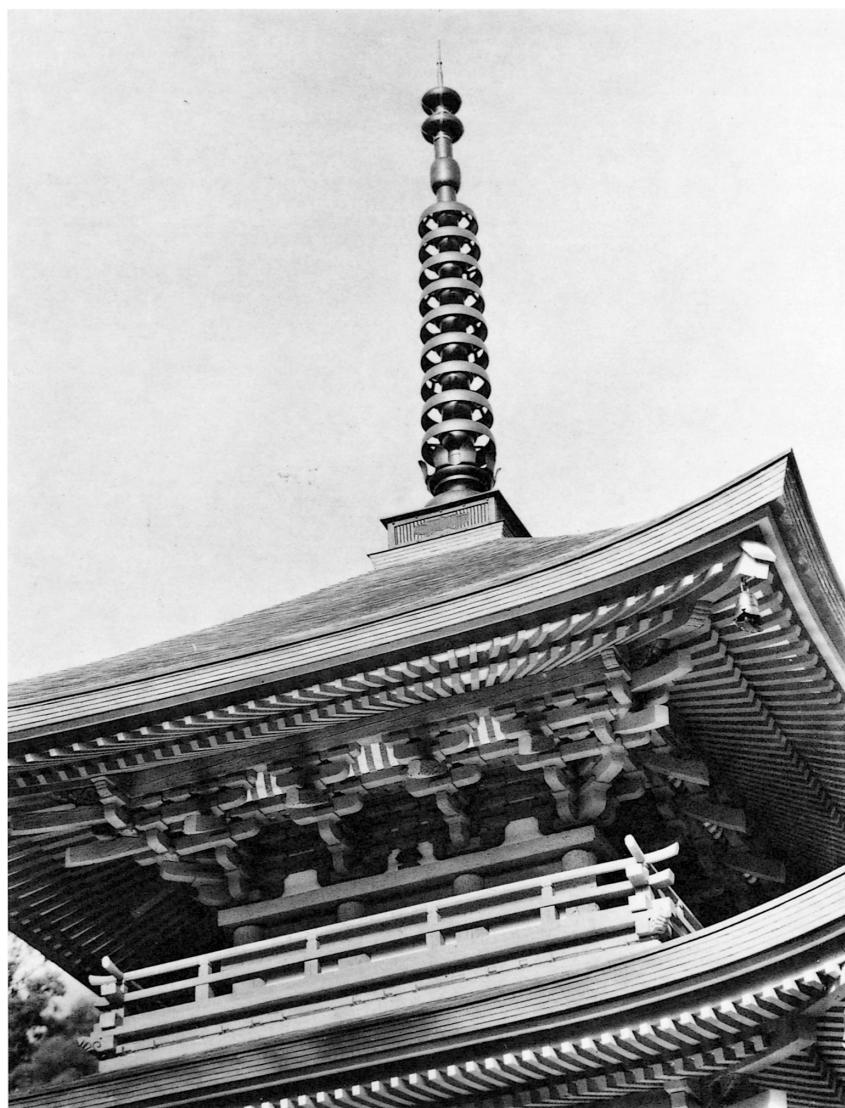
11 竣工 初重 詳細



12 竣工 二重 詳細



13 竣工 三重 詳細 (其の一)

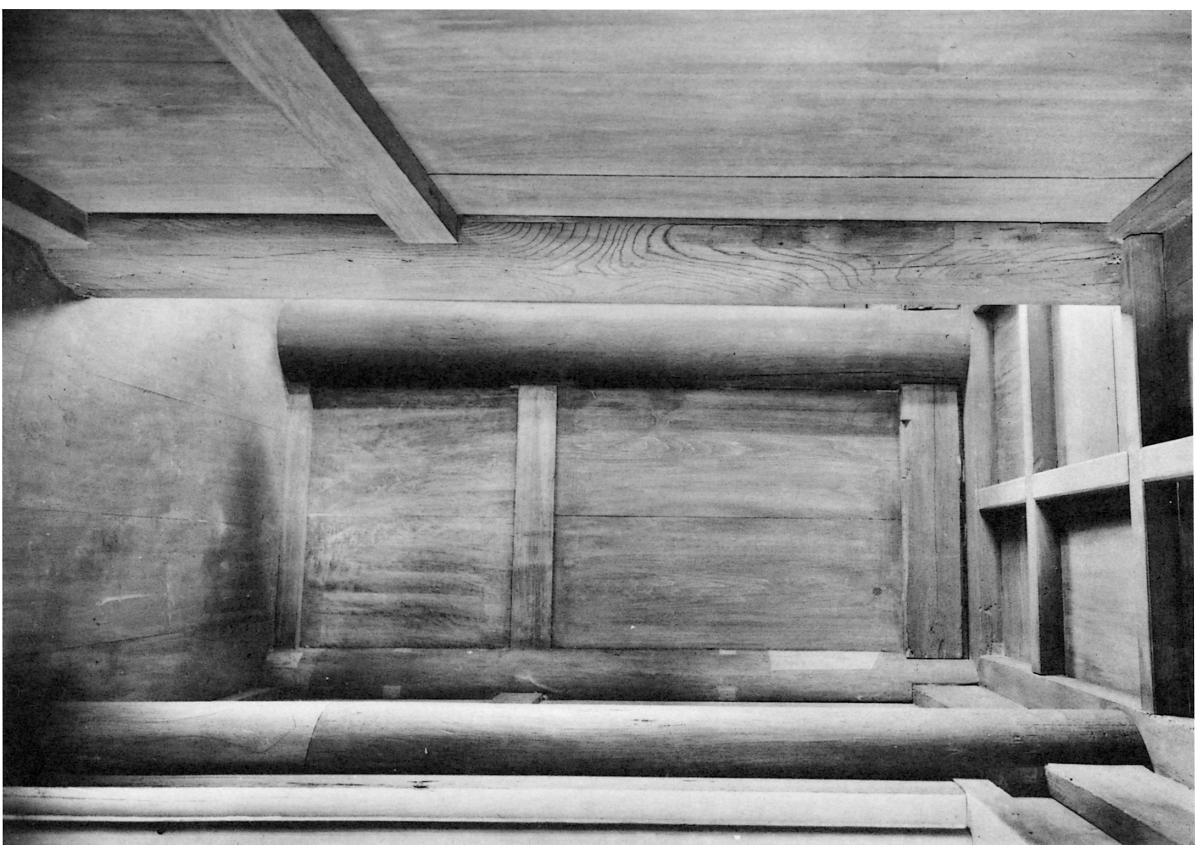


14 竣工 三重 詳細 (其の二)

15 竣工 内部正面

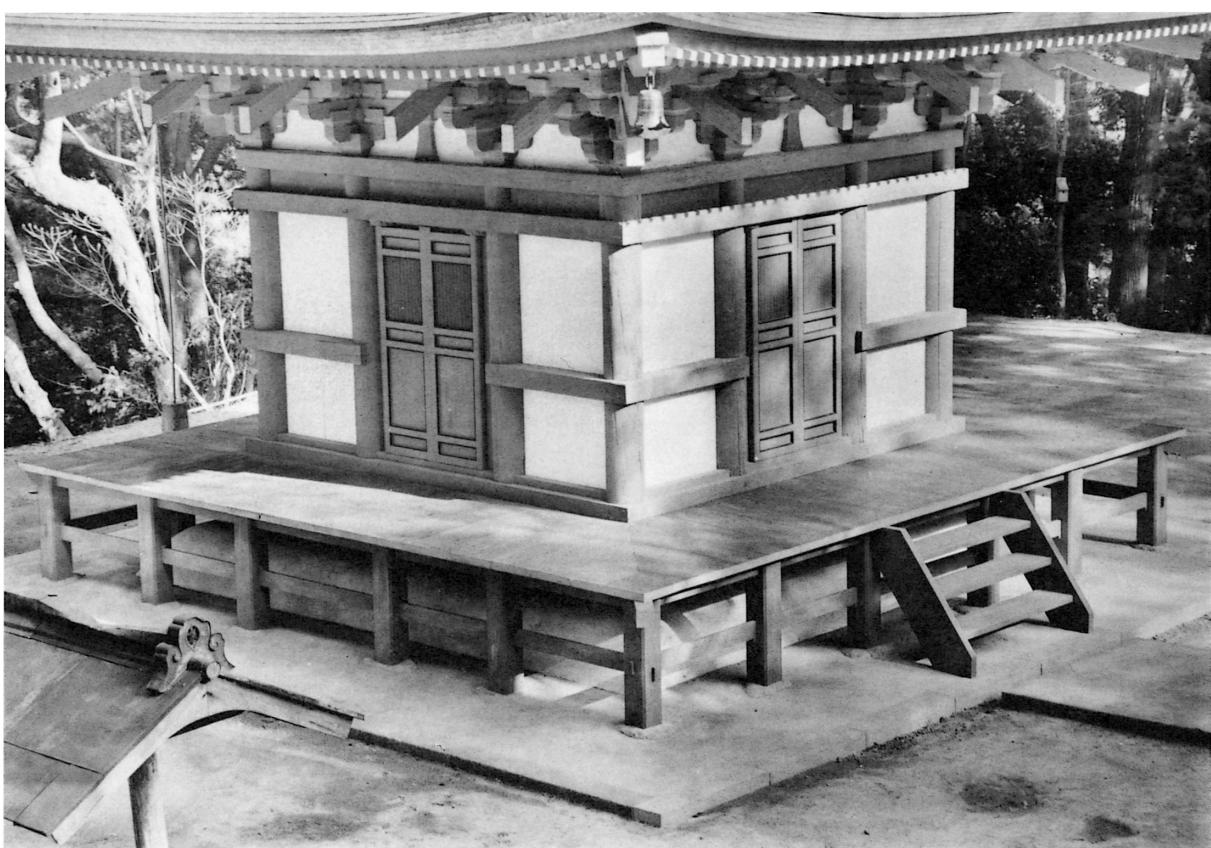


16 竣工 内部來迎壁裏側





17 竣工 内部天井廻り



18 竣工 初重廻縁詳細



19 修理前 全影 西南面



20 修理前 全影 正面(西面)



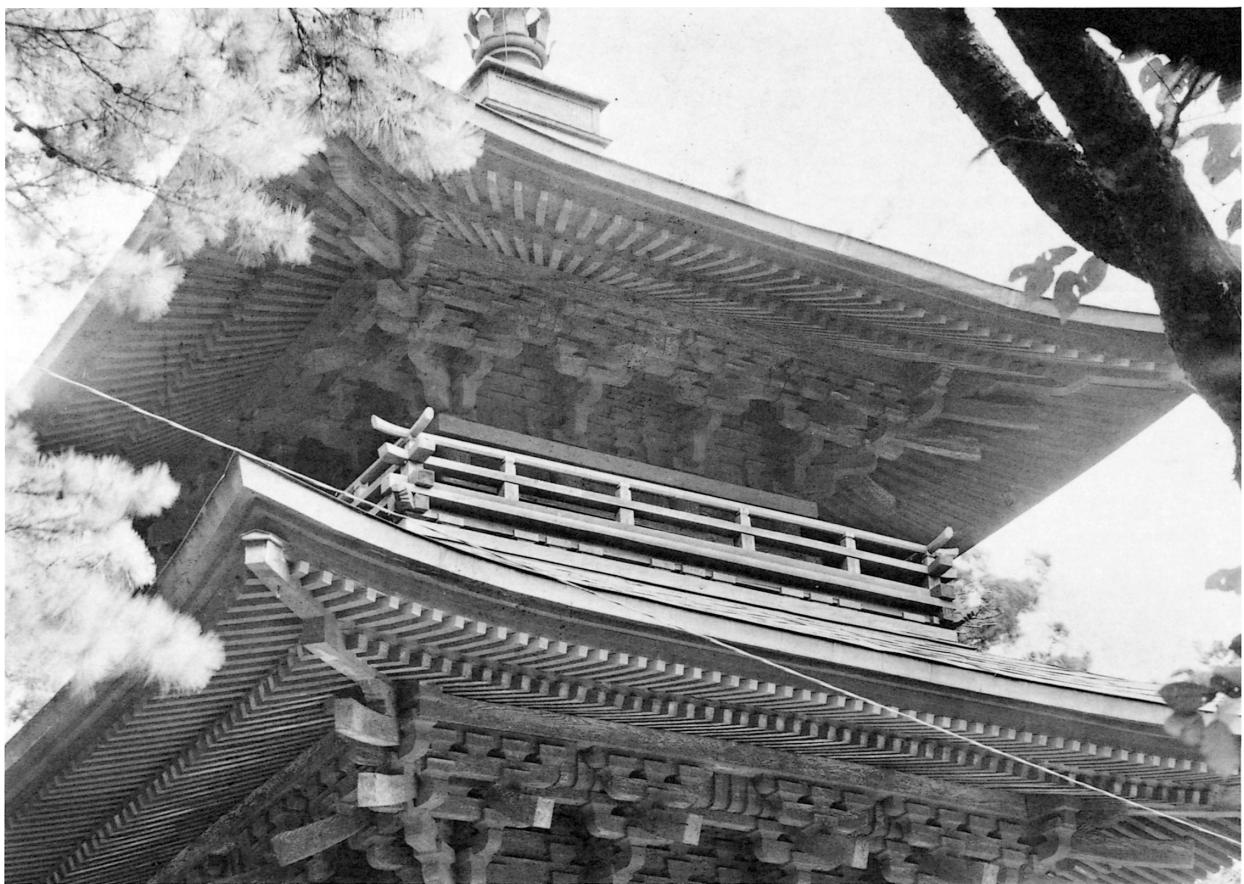
21 修理前 全影 東北面



22 修理前 各重軒裏及高欄（西面）



23 修理前 初重軒裏及廻縁（西面）



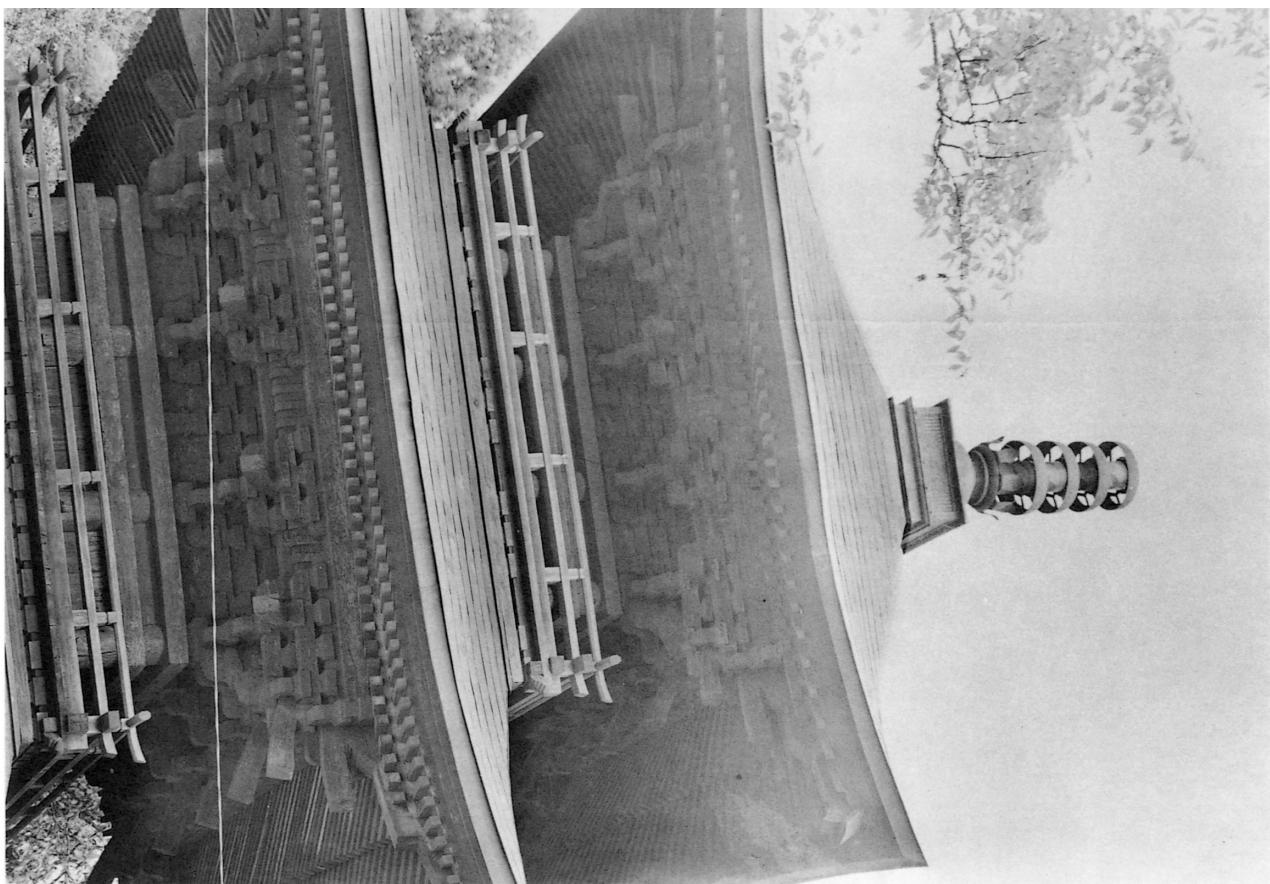
24 修理前 二重・三重斗棋



25 修理前 初重斗棋詳細

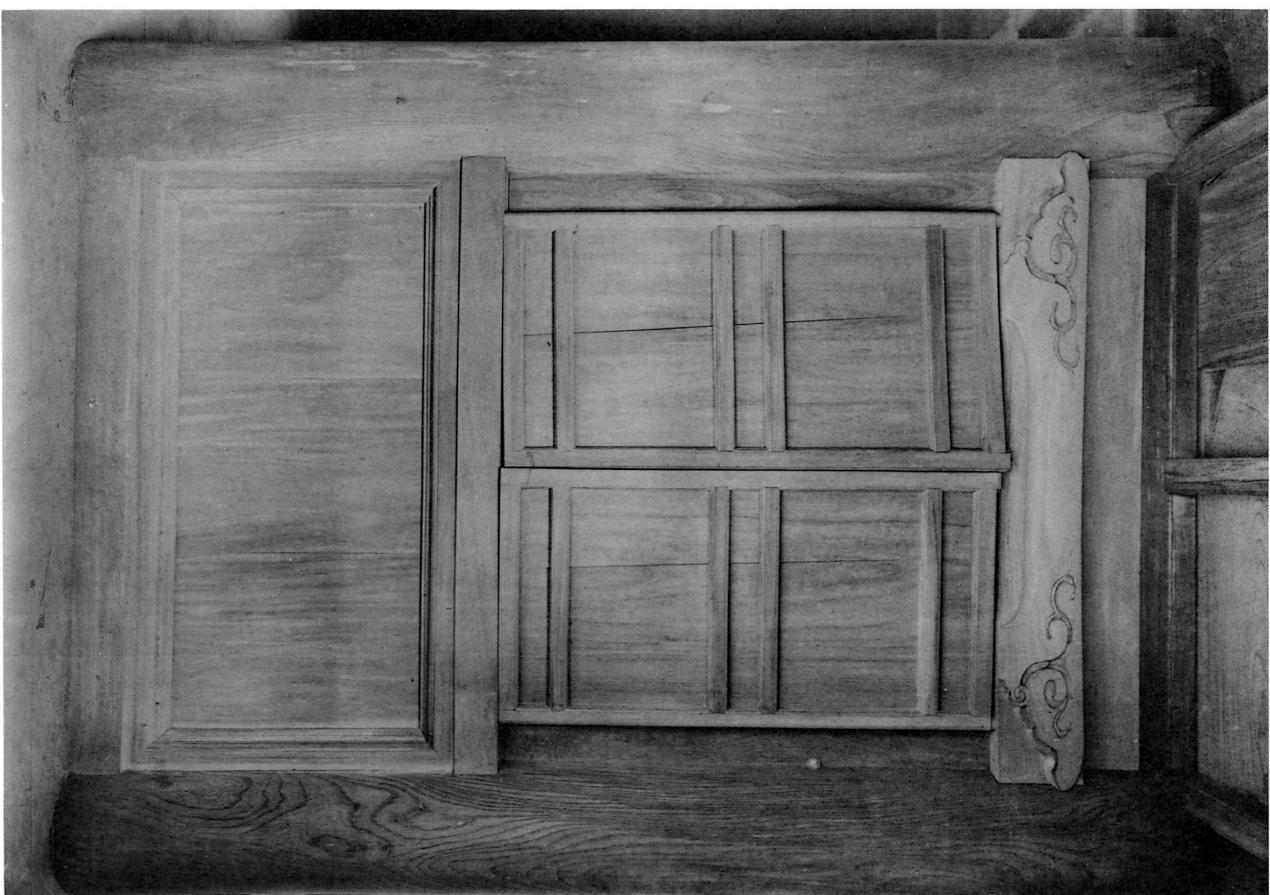
26

修理前 二重・三重高欄
相輪は昭和17年の台風にて折損した。



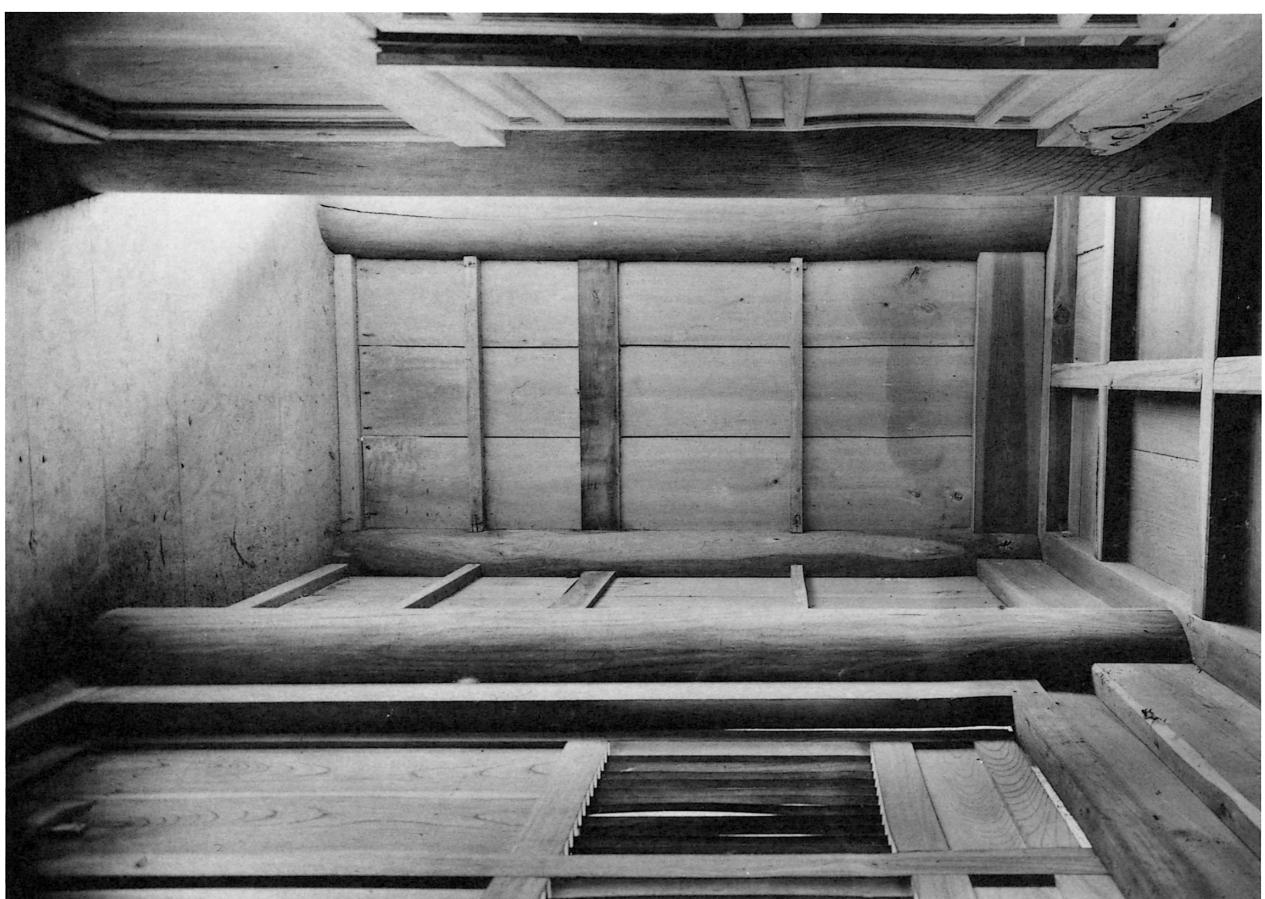
27

修理前 内部仏壇
四天柱筋四方とも棟唐戸構えになつてゐるが、これは大正9年の造作によるものである。



28 修理前 内部仮壇背面及天井

初重の格縫天井の格縫は当初のものであるが、天井板並びに周囲の壁板は大正9年の修理に取替えられたものである。



29 修理前 内部中央の天井

仮壇上部の天井及び天井板は当初のものである。





30 解体 三重野 檼

野檼はほとんど大正修理に取替えられたものと伊勢湾台風にて補強されたものであった。



31 解体 三重小屋組

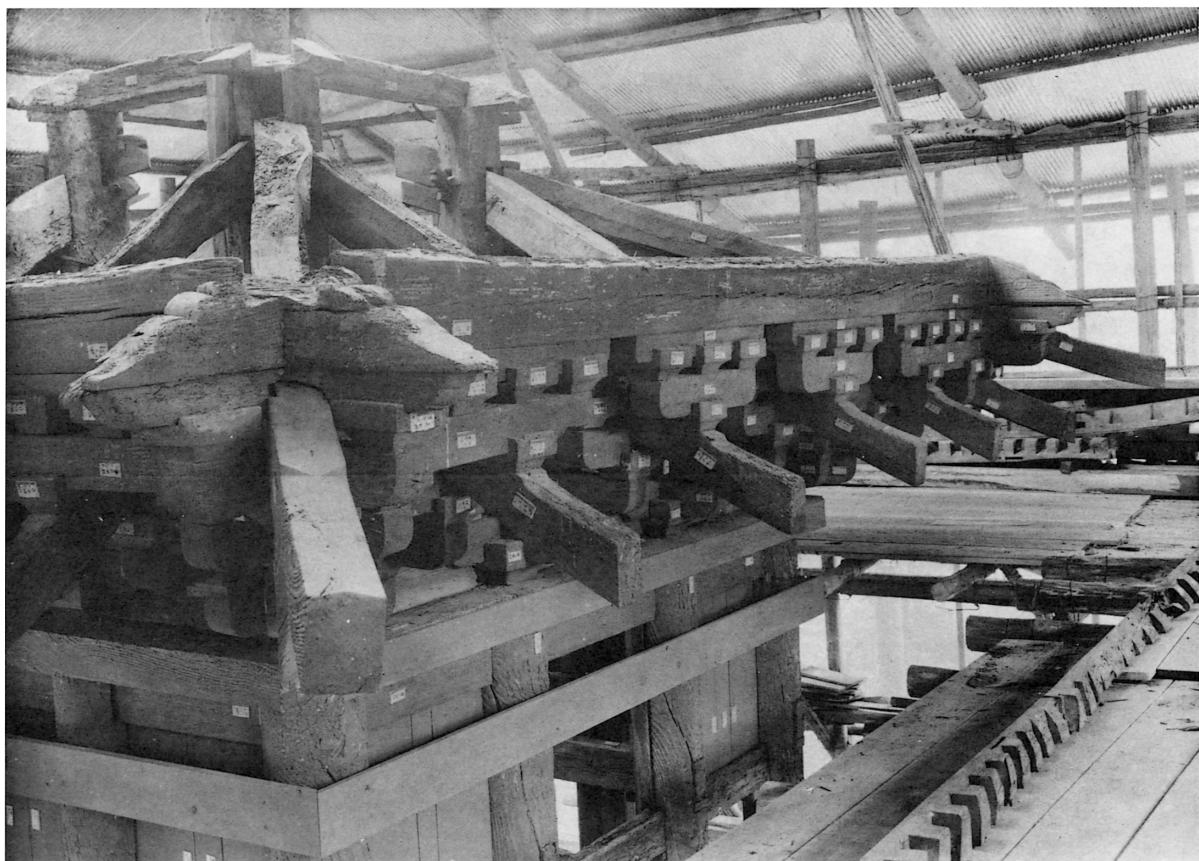
桔木、小屋束、母屋、野隅木、とも大正修理において取替えられていた。

解体
左儀長束
束、束台、貫とも大正修理にて取替えられた。



解体
三重化粧柱
化粧隅木、飛擔樋、地樋、木負、茅負、裏板ともすべて
大正修理にて取替えられていた。





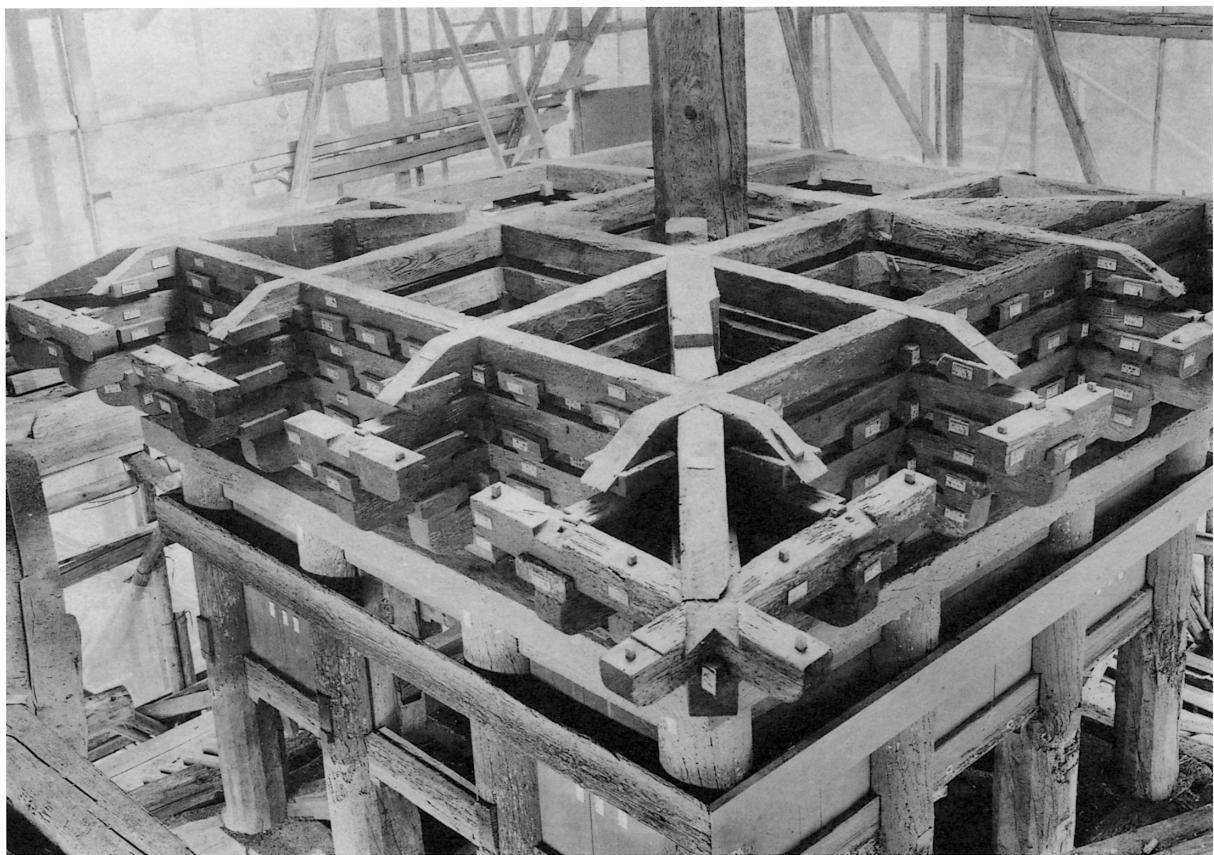
34 解体 三重桁及斗栱

桁、斗栱ともすべて当時のもので、斗栱は各重の内形式が新らしい。



35 解体 三重尾樋

尾樋は松材で雨漏りのため仕口部分の腐蝕が多かった。尾樋尻の束も当時のものである。



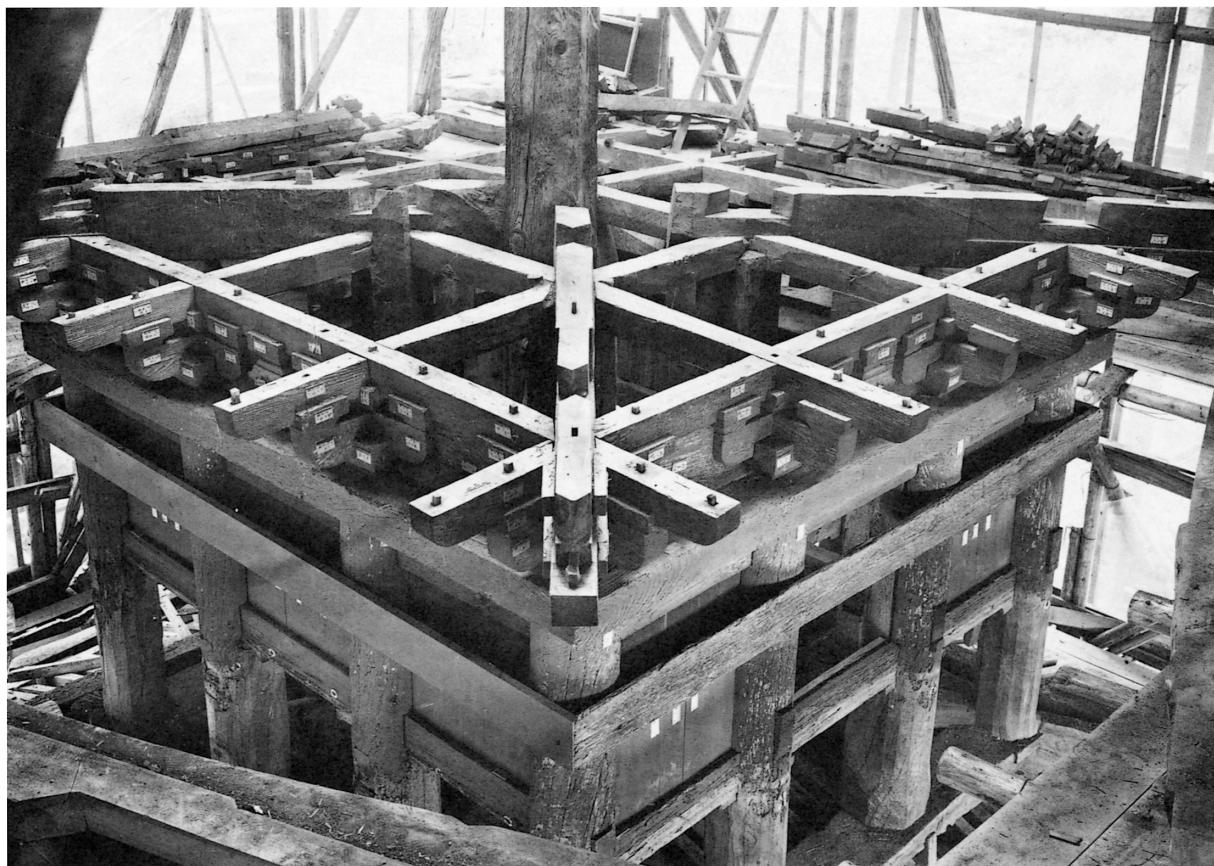
36 解体 三重通肘木 (其の1)

通肘木は側柱の沈下により湾曲になり、既に折損したものもあった。



37 解体 三重通肘木 (其の2)

通肘木と尾樋との仕口には、突付、枘入れ、腮掛との三種類あった。



38 解体 三重通肘木 (其の3)
柱真より外部が著しく垂下していた。



39 解体 三重台輪
台輪には柱枘穴ではなく、大斗だほ栓が頭貫まで通っている。